

厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

開催日時：平成27年6月22日(月)13:30～17:42

開催場所：厚生労働省専用第23会議室

出席者：井出委員、増田委員、横田委員、上山委員、太田委員、佐藤委員

○行政改革推進室長

それでは、ただいまより、「厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)」の2日目を開催させていただきます。行政改革推進室長の宮野でございます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参加をいただきありがとうございます。皆様の御紹介については時間の都合上、省略をさせていただきます。お手元の資料にて御確認ください。また、本日の会議についてはインターネット生中継を行い、会議終了後、厚生労働省のホームページにも掲載をさせていただきます。本日は3つの事業につきまして行政事業レビューを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の1つ目の事業であります「中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業」についての説明をお願いします。説明時間は5分厳守をお願いします。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これより、「中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業」について説明します。資料8、9ページを御覧ください。帰国受入援護事業のフローチャートを8ページに、事業の概要を9ページに示しています。帰国受入援護事業については、永住帰国と一時帰国の形態があります。永住帰国援護は、本邦へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して、永住帰国旅費や自立支度金の支給、帰国直後6か月間中国帰国者定着促進センターに入所しての日本語教育や生活習慣等の研修を実施しています。ちなみに、この施設は埼玉県所沢市に設置しています。定着促進センターの概要と主な事業については、資料23、24ページを御覧ください。事業としては、入所者に対する研修、遠隔学習支援、介護情報提供事業等を実施しています。定着促進センター退所者に身元引受人のあつせんや、中国の養父母に対する扶養費の支払を行っています。

資料10ページを御覧ください。「永住帰国援護の効果・課題・今後の方針」について説明します。まず、永住帰国援護の効果についてです。昭和47年の日中国交正常化以後の国費での永住帰国者数は6,529人で、家族を含めた総数は2万870人です。身元引受人のあつせん数は2,650世帯、養父母に対する扶養費の支払は3,097名です。

次に、永住帰国援護の課題についてです。戦後70年が経過し、永住帰国者数が最近では急減していきまして、事業の効率化を図る必要があります。永住帰国世帯数については、資料を戻っていただき1ページになります。行政事業レビューシートの中段に過去3年間の成果実績を示しています。平成24年度5世帯、平成

25年度4世帯、平成26年度1世帯と急減しています。

次に、永住帰国援護の今後の方針についてです。永住帰国者数に応じた事業の見直しの検討、定着促進センターの在り方の見直しの検討が必要と考えています。

資料11ページを御覧ください。「定着促進センターの在り方の見直しについて」です。まず、現状についてです。定着促進センターはバリアフリーの施設ではなく、高齢者の帰国者には不便という状況があります。かつ、建設後30年が経過して施設の大規模な修繕が必要です。また、永住帰国者数の減少によって、今後は少数世帯での研修となっていくと想定しています。

次に、検討内容についてです。今後の永住帰国者数の減少を踏まえると、定着促進センターにおける事業規模は縮小し、既存施設の利用は、事業規模に比し、修繕の必要性等を考えると不経済と考えています。一方、定着促進センターの機能は当面必要と考えていて、機能をどのような形で維持していくか検討が必要です。検討案①については、賃貸等により小規模な別施設を確保し、引き続き独立した定着促進センター事業として実施する案です。検討案②については、独立した定着促進センター事業は廃止し、他施設、例として中国帰国者支援・交流センターに統合して、日本語教育や生活習慣等の研修を実施する案です。

資料12、13ページを御覧ください。ただいま統合先として例示した支援・交流センターの概要について記載しています。定着促進センターで帰国後6か月間の研修を終えて地域に定着した中国残留邦人等を支援するため、通所型の施設として支援・交流センターを設置しています。支援・交流センターは帰国後の経過期間にかかわらず利用可能で、日本語学習支援事業、相談事業、交流事業等、13ページに記載した事業を実施しています。以上で説明を終わります。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。それでは、次に論点を説明します。

○会計企画官

引き続き、事務局から論点を申し上げます。33ページを御覧ください。論点と説明シートの下半分が論点です。2点挙げています。

1つは、中国残留邦人等の高齢化に伴い、永住帰国希望者が減少している中で、帰国後の6か月の入所研修を実施するために、定着促進センターの運営経費を支出することは費用対効果が低いのではないかということです。その流れで、定着促進センターの機能を支援・交流センターへ集約するなど事業運営の効率化を検討する必要があるのではないかということとしています。よろしく申し上げます。

○行政改革推進室長

それでは、質疑応答に移ります。どなたからでもよろしく申し上げます。

○増田委員

今、御説明にあったように、私ども、所沢のセンターにはお伺いをして現状を

御説明いただいたわけですが、もう既に検討されている今後の対応の中で、今お話になった定着促進センターの機能を支援・交流センターにそのまま持って行く。確かに平成 26 年度 1 家族、それからお話を伺った限りですと、今年度はと言うと、8 月に 1 家族が予定されているというお話でしたので、あれだけの研修施設、それから宿泊施設は必要ないのかなと正直思っているところですので、今後の対応策の中で、定着促進センターの機能を支援・交流センターに付加すると言うのでしょうか、そういったことでの何か制約要因なり支障なり、そういうことは考えられますか。それとも、全くそれは円滑に行くとお考えでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

お答え申し上げます。現在、支援・交流センターについては、台東区御徒町駅近くに設置していますが、こちらは先ほど申し上げた通所型の施設です。現在の定着促進センターは宿泊かつ研修を同時に行っていますので、統合する場合には宿泊施設の確保が不可欠と考えています。私どもいろいろ現状を調査して、現在の御徒町周辺で居室を設けるほうがよろしいか、あるいは周辺地域で居室が設けられるかということを検討した結果、現在帰国者の方が東京都に定着しているという実態から、足立区の UR の賃貸住宅を借りてはどうかということ考えました。

それから、教室、事務室については、現在支援・交流センターの教室が 4 教室ありますが、それをやり繰りすること、それから、事務室についても若干の空きスペースをやり繰りすることで、現在の支援・交流センターの教室、事務室を共用することで対応できるのではないかと考えていますので、いわゆる日本語教育等の技術的な問題は統合しても特に問題は生じないであろうと。あとは、直近の問題としては、居室を然るべき箇所に設けて、そこから通所しながら研修を受けていただくという体制作りが必要と認識しています。

○増田委員

現在、所沢で行われている通信教育ですか、あちらもそのまま統合することによって事業そのものは継続できるということですね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。現在、所沢の定着促進センターで約 1,500 人の方が通信教育と言いますか、遠隔学習の日本語教育支援を受けています。その事業を統合することで、支援・交流センターのほうに事務室を設けて同様な形で遠隔学習支援を行うことができると考えています。

○増田委員

帰国して、それで身元引受人と言いましたか、そういうところで日本に居住をして、ただ、言葉の問題で、例えば健康の問題ですとか、ないしは年金の問題とか、等々のサービスということで、確か所沢でそういう言葉の問題を解決するた

めの窓口と言うのでしょうか、それは地公体の方なのか、ないしは身元引受の方なのかあれですが、そういう対応もされているというお話を伺ったと思いますが、それも今回支援・交流センターに統合していく中でも十分に対応可能だということですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。現在、定着促進センターで実施している生活指導、あるいは身元引受人の方との面接などについては、統合されても同様に実施したいと考えています。ですから、実際、地域に定着した後に身元引受人の方がより親身になって相談に応じていただくこと、それから、行政機関などに相談に行く際には、自立支援通訳等の制度を活用することで帰国者が不便がないように支援することが可能だと考えています。

○上山委員

事前勉強会とか現地でお聞きして説明いただいているので、一応この場でも説明をいただきたいのですが、現状のままでいった場合に要する費用と、先ほど検討するということがオプション2つ提示されていますけど、それぞれの比較について、簡単に数字を挙げながら説明いただけますでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

分かりました。私どもでこの間検討して、現在所沢の定着促進センターを維持しながら、維持と言うのは電気設備等の改修が必要と考えているので、現状を維持した場合の運営経費については、これが約2億円ということで見込んでいます。なお、平成28年度については、先ほど申し上げた改修、それから宿泊棟は兼用として1棟だけで賄えると思いますので、解体するとした場合に約1億円ということで、改修、解体費で平成28年度限りですが1億5,400万円の経費が支出増になると考えています。平成29年度以降は2億円で推移すると見込んでいます。

検討内容1です。小規模な施設を、これは所沢周辺に借り上げて、具体的には、教室、事務室等で200㎡、月額の家賃が32万4,000円を見込んでいます。それから、居室2DK約48㎡ですが、それを2戸借り上げて月額11万9,400円で、引き続き独立した定着促進センター事業として実施した場合、単年度の運営費が1億7,400万円を見込んでいます。なお、この場合、宿泊棟と研修棟は解体をします。平成28年度の解体費を見込みますと更に2億円が必要になるということです。

検討内容2です。支援・交流センターに機能を統合した場合です。教室、それから事務室は共用することで考えています。それから、居室は足立区内に2DKの賃貸住宅を2戸借り上げて、月額17万4,000円を予定しています。統合に伴い人件費等も削減できるということで、従来の運営費については所長、部長、係長という3人の予算等、それから日本語講師等の計上をしています。そちらを減額予定。それから、遠隔学習の事務室スペース、日本語講師については、現

在の支援・交流センターのスペース、それからスタッフの協力をいただくということでこちらも減額しています。

介護情報提供事業については、支援・交流センターで現在情報提供事業というのを実施しているので、そちらに統合したいと考えています。それらの経費で年間1億1,900万円の所要を見込んでいます。研修棟と宿泊棟は、所沢のほうは今度は解体が必要ですので、平成28年度に限り解体費として更に2億円が必要になると見込んでいます。

○上山委員

ありがとうございます。そうすると、経費から見ても、一応統合した場合、支援・交流センターに機能を統合した場合というのが一番長い目で見て安くなってくるというような理解でよろしいでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい、おっしゃるとおりです。

○上山委員

そうすると、オプション2つ挙げられているわけですが、支援・交流センターに機能統合という以外、もう1つのオプションを考える余地というのは何かあるのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

私ども、この資料でお示した案としては、小規模な施設を別に借り上げて定着促進センターという独立した形を維持するか否かというところで検討案の1と2を考えましたが、今、先生が言われるように、統合した場合が一番経費的には効率的であるということ、それから、現在の機能をほとんど損なうことなく統合が可能という見込みを立てているので、方向性としては統合することが効率的と考えています。

○上山委員

ありがとうございました。

○行政改革推進室長

他にいかがでしょうか。

○太田委員

こちら、定着支援ではないほうの、今の宿泊のあるほうですね、定着促進センターですか、そちらについては今、減価償却費等は発生しているわけですか。それとも、キャッシュフローだけで費用、この事業費の中には減価償却費等は入っているのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

事業費の中には、これは人件費ですとか施設の維持経費なども含まれているところですが、先ほど申し上げましたが、定着促進センターを平成 28 年度も同様に運営していくと 2 億円かかるということで、その中で維持管理もしながらということで考えています。特に、平成 28 年度は研修棟の建物が若干傷んでいるということで、業者に見積もっていただいたところでは改修費だけで 5,400 万円の支出が必要ではないかと言われてしています。

○太田委員

キャッシュフローベースでということですか、それは。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。

○太田委員

ということで、建物については考えないとすると、これを使わないと言った場合にこの建物はどうなるのでしょうか。設備は。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

私ども、これは国有財産を使わせていただいていますので、国有財産の用途が済んだということで用途廃止をして、厳密に言うと、研修棟は財務省にお返しすることになると思います。それから、宿泊棟は国立障害者リハビリテーションセンターからお借りしている土地ですので、そちらにお返しすると。お返しする際には、建物付きでお返しするのは困ると言われているので更地にしてお返ししたいと考えています。

○太田委員

とすると、財務省に返される部分についての再利用というのは、とりあえず管轄外だから考えないということですね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい、現在は当方では考えていません。

○太田委員

そちらは建物付きで返すということですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

いえ、両方とも。

○太田委員

そちらも更地ですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。更地にしたいと考えています。

○太田委員

つまり、気になったのは、こちらの事業ではその費用が節約できるけれども、国のどこか他で同じように費用が発生するのだとあまり意味がないと思ったのですが。土地を更地にしてしまうので特に追加の費用負担は財務省さんのほうでも生じないという理解でよろしいですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。平成 28 年度の概算要求において解体費用も要求したいと考えています。

○太田委員

その土地の再利用は管轄外だから分からないということですね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。

○太田委員

はい。ありがとうございました。

○行政改革推進室長

他にいかがですか。

○井出委員

教えていただきたいと言うか、少し気になることで。恐らく、何となく方向性は見えてきているのかという気がしているのですが。仮に、現状でも集約された場合でも、結果として事業を委託している所がありますね。基本、ずっとある団体に委託をしているのですが、今後も結果としてはこの基金にしかお願いできないのか。逆に言うと、また負担が大きくなるかもしれませんが、ここに今後競争性ということが働くのか働かないのか。つまり、いわゆる委託で企画をするのか分かりませんが、そこのところはどういう感じに、今後の方向性として、つまり、こういう事業ができる所を育てていこうという考えがあるのか。いやいや、もうこの基金しかやはりできないのかというところなのか。それによっては、いくら企画競争しても埒が明かないのであれば、やはりこの基金のいわゆる団体と、いわゆる随契というのはいいいことは思いませんが、やはり価格交渉をして、極力少しでも委託の金額を下げていくような、言わば次の努力ということをして

いただいてもいいかなという気もするのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

私ども、毎年度事業の委託をする際においては、公募という形で当方から仕様書をお示しして、それぞれ公募という期間を設けて募集しているところです。実態については、公益財団法人中国残留孤児援護基金がこのセンター設立のときから受託団体になっていて、このセンターの設立も、そもそも昭和 57 年に旧厚生省に設けられた中国残留日本人孤児問題懇談会、大臣の私的諮問機関ですが、そこにおいて中国残留孤児等の援護を目的とする特定の公益法人の設立の必要性、それから、帰国者を受け入れて一定期間研修を行う中国帰国者定着促進センターの設置の必要性について提言を受けたところです。そういう経緯からすると、私どもこの中国残留孤児の受入れをお願いする団体としては、これまでの経緯、それから日本語講師や生活指導などの技術的な支援の問題等からしても、公益財団法人中国残留孤児援護基金が一番最適な団体ではないかと。それから、これまでも公募しましたが、いわゆるそういった人的なスタッフですとか技術的な問題、それから、同様な事業実施をするとした場合の人材の確保、それから体制等の問題で他団体が申し出てこないという状況があるので、現状では 1 者だけという状況です。

○井出委員

ありがとうございました。

○佐藤委員

御説明ありがとうございました。この支援・交流センターの具体的な事業と、今の定着促進センターの事業と、多分、御説明いただいた資料の 13 ページと 24 ページ辺りだと思うのですが、これは、統合と言うときにどのようにしてかぶさって、どこが消えていくというか、特に定着促進事業のどの事業が支援・交流センターのどの事業に吸収されていくのかという、何かもう少し具体的なイメージを持ちたいのですが、御説明をお願いできますか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

定着促進センターの事業は先ほど申し上げたページですが、13 ページを御覧ください。支援・交流センターで今、6 つの事業を実施しています。特に、定着促進センターで日本語の研修、それから生活指導の研修などを実施しているところです。

1 番の日本語学習支援事業です。ここで日本語の集中的な研修を実施したいと。定着促進センターでは、現在集中的に帰国直後 6 か月間の日本語の研修を行っていますので、その部分をここで実施したいと考えています。

生活相談事業です。実際に定着促進センターでは、夜間も宿直職員が張り付い

て夜間での生活支援面の相談、援助などを実施していますので、この生活相談事業で実施、生活指導等を行っていききたいと思います。

交流事業です。これは、言葉や習慣の違いから孤立しがちな方に交流の場を提供するというものですが、これは引き続き支援・交流センターのほうで実施する。

普及啓発事業も同様に実施したいと考えています。現在、普及啓発事業として、支援・交流センター、それから定着促進センターともに情報誌、ホームページでの情報提供などを行っていますので、それらは統合できるのではないかと思います。

5番の情報提供事業です。現在、定着促進センターにおいては、介護情報提供事業ということで、帰国者の高齢化に伴い、自治体で言葉が不自由で必要な介護の支援などが受けられない場合にノウハウを情報提供している事業を定着促進センターでやっていますが、これを支援・交流センターに統合することで一体となることができるのではないかと考えています。

6番の地域で活動するNPOとの連携です。これは、地域に定着した方々に支援を行うNPOとセンターが連携して行う事業ですので、引き続き実施していきたいと考えています。

○佐藤委員

それで、例えば今、定着促進センターではこの間伺ったところで正規職員が4名で臨時職員が14名なのですが、これらが、ではどんな感じで減ると考えたらいいのか、どういうイメージで人件費とか人のやり繰りは変わっていくと思えばよろしいのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

現在、定着促進センターには正規職員が4人、臨時職員が14人います。これは、統合することで、実際に管理職部門、例えば統合の場合は正規職員が1人、それから臨時職員が13人で運営できるのではないかと考えています。特に、所長級、部長級の職員については現在の支援・交流センターの所長級、部長級が兼務することで人員が減らせるのではないかと考えています。それから、臨時職員として、常勤ではないのですが日本語講師等の方をお願いしていますので、これらの方も現状18人から13人に人数を減らせるのではないかと考えています。

○佐藤委員

例えば、日本語の教育の所なのですが、この間の定着促進のほうでも、一応遠隔の日本語教育があって、恐らくこちらの支援・交流センターでももともと一緒にやっていたはずだったと思うのですが、日本語学習支援事業があるので、この2つはある意味遠隔事業に関して完全に同一になると思うのです。教材を含めて同じになると思ってよろしいのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。遠隔学習支援事業については、現在、定着促進センターにおいて中国語、ロシア語の日本語講師をお願いして実施しています。これを統合しますと、支援・交流センターのほうにその機能を移すということで、講師の時間数などの節約が可能ではないかということで、中国語の遠隔学習支援については、現在5人で1日8時間日本語講師をお願いしているのですが、これを支援・交流センターの日本語講師にも協力をいただければ1日4時間で済むのではないかということで、遠隔学習事業における日本語講師の人件費を節約したいと考えています。

○佐藤委員

こちらの定着促進の所で、1つの事業として教材の開発というのがあるのですが、これは多分、入所者に対する研修でも独自の教材を使われていると思うのですが、この教材については、先ほど井出委員からの質問にも関わりますが、もう少し外注するとか、日本語学校はありますよね、うちの大学にもよく来るのですが、中国人の留学生向けの日本語学校とかというのがありますし、何かそういうところで外注とかコスト節減の工夫の余地はあるものだと認識されていますか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい、それは、これまで実績として教材開発を実施してきていますので、それらのノウハウを活用してコストを少なくしていくことは考えています。

○行政改革推進室長

それでは、先生方、コメントシートの記入も進めていただくようお願いいたします。他にありますか。

○横田委員

支援・交流センターに統合していくということで、支援・交流センターのことをお伺いします。先ほど、13ページでお話をされていた事業というのは、基本的に47都道府県全てで同じように同じ内容のことを行っているという理解でよろしいでしょうか。要は、47都道府県全てに支援・交流センターがあるという理解でしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

中国帰国者支援・交流センターの設置箇所については、全国で7ブロック中心地に1か所ずつ設けております。ですから、47都道府県にはないのですが、7ブロックの考え方としては、帰国者が多く居住している地域ということで、それが公営住宅等の関係もあり、ブロック中心地に帰国者が一番多く居住しておられます。例えば、東北ですと仙台、東海・北陸ですと名古屋というように、ブロック中心地に設けております。

○横田委員

これは、身元引受人の方がどのタイミングで決まるかにもよるかと思うのですが、今回候補として上野、足立区が挙がっておりますが、他のブロックでの受入れや統合も検討の余地はあるのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

現在、中国からの帰国者が日本に帰ってくる際に、日本での定着地の希望を帰国前に聴取しまして、御本人が例えば東京に定着したいとか、大阪に定着したいという希望を伺った上で、身元引受人をあっせんするという事務を行っております。現状では、ここ数年間中国からの帰国者は、ほとんどが東京に定着希望です。これはどういうことかといいますと、これまで一時帰国などで東京を見学したり、あるいは近郊の都市なども見学したりしているのですが、そういった状況がある程度分かる所、それから、これまでに帰国した方々の情報等で、どこが住みやすいかという話も出ているのだと思いますが、現状としては東京を希望される方が圧倒的だと思いますか、ほとんど東京です。

○上山委員

確認というか教えていただきたいのですが、基本的にこの事業は帰国後6か月が対象ということでよろしいのですか。そうすると、先ほども出ていた遠隔学習を受けられている方は、帰国後6か月以内の方だけではないですよ。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。遠隔学習は、いつでもどこでも始められるということで、期間は6か月と限定しておりません。

○上山委員

本来的には、この事業の射程外ということでよろしいのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

日本語教育を帰国直後からずっと支援して、日本語のマスターをしていただくという面では、ある意味継続性はあると思うのですが。

○上山委員

今回統合される支援・交流センターでも、それはやられていて、6か月経てばこちらでというような、今までは切り分けになっていたわけですよ。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

そうですね。

○上山委員

それにもかかわらず、そういった部分も含まれているようなので、今回統合す

るに当たっては、要は重複部分を単純に統合するという話ではなくて、いろいろ重複で経費削減というのはもちろん書かれているのですが、相当重複している部分が他にもあるのではないかという気がしますので、既存のものの中でも本来射程外のものが入っていたりして重なっていたら、その部分は十分に削っていけるという話だと思います。はっきり言って、この事業のこの方向性はほぼ見えているような話なので、それをより効率的にしていく方向で進めていただくことは、きちんとやっていただければと思います。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい、分かりました。

○太田委員

事業の趣旨としては、中国残留邦人とその家族に対して、帰国を受け入れるに当たって少しでも障害を少なくすることだと思います。これは、事実上、中国で育った方が日本に来ることは大変なことで、恐らくその6か月では足りないといえますか、そのあとかなりの困難を経験されているものと思われれます。データは取りにくいかもしれませんが、例えば平均所得が日本人の平均所得と比べて非常に低いとか、いろいろな困難に遭われていらっしゃるのか、そういう状況なのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

過去に、中国残留邦人の実態調査を実施しております。直近では、平成21年度に実施いたしました。いわゆる中国残留邦人の本人は、既に平均年齢が75歳で稼働年齢を超えておりますので、その2世の方などの就労状況の実態を見ますと、いわゆる非常勤や短期雇用に就いていらっしゃる方が多く、なかなか安定雇用結び付いていない実態があります。その原因としては、言葉がなかなかうまく通じなかったり、中国の雇用慣行と日本の雇用慣行の違いなどによって、すぐに短期間でやめてしまったりというような実態があります。

○太田委員

とすると、この事業での効率化で、センターを1つ廃止・統合するということで、浮いて出てきた資金の使い道として、経費削減は1つの考え方ですが、そういった支援の方向を手厚くするというようなことは考えていらっしゃるのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

この事業を統合することで、経費的な効果が出てくると考えております。実際の中国残留邦人等の支援の中で、やはり高齢化に伴う支援、老後の生活の安定を図るために支援を充実させていくこと。それから、2世、3世の就労支援などを充実させていくことは、今後の検討課題ですので、それらの事業の中身の充実等は考えていく必要があると思っています。

○太田委員

ということは、具体的には考えていらっしゃらないという理解でよろしいですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

具体的には、いわゆる現在言葉が不自由な方のために、自立支援通訳を派遣する制度はあります。これは、国から自治体に補助金を交付しまして、自治体で実際に事業を実施していただいております。その事業の充実、あるいは就労相談ですね。実際には、ハローワークで仕事を見付けて、その後も継続して安定した仕事ができるように、就労相談支援事業なども充実したいと、具体的に考えております。

○太田委員

それは、この事業の枠内ということですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

現在御検討いただいております帰国受入後事業の他に、地域に定着した方々を支援するための定着自立の支援事業もありますので、そちらの枠を充実させたいと考えております。

○太田委員

それは、ここで削減した分を、そちらに当てるとということですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

全体の配分をどうするかという問題がありますが、私どもとしては、それらの定着自立の充実の事業に、こちらを振り向けていければ、より事業の充実ができるのではないかと考えております。

○太田委員

分かりました。ありがとうございました。

○佐藤委員

今の質問の続きになるのですが、恐らく1世の方と2世以降の方々は、多分日本に定着する上での困難はかなり違っていて、恐らく1世の方はもちろん言葉の問題はあります。75歳を過ぎていることもありますので、今さら日本語というわけにはなかなかいかないとすれば、そこは何らかの通訳を含めた手当が必要だと思ふのです。2世、3世になりますと、言葉の壁なのか、習慣の壁なのか、これは別にこういった帰国者に限らないと思ふのです。今は、海外からいろいろと研修とか実習生といった形で来られている方々も、様々な問題に直面しておりま

すので、それは厚労省も管轄でやられていると思うのですが、外国人の実習生の問題はありますよね。ですから、果たしてどこに2世、3世の就労という話にすると、困難があるのか。言葉だけの問題だと言われるのなら、日本語学校がありますので、そういった所にあっせんしたり、授業料を補助したりという道もありますし、必ずしもここで、こういう事業の枠の中でやらなければいけないことかなという気がいたします。

実は、それ以外に何かあるとするならば、やはりそこは重点的に見ていかなければいけないと思うのですが、その辺りのフォローアップや分析は何かされているのでしょうか。それとも、これから考えられるのでしょうか。1世の問題ではなくて、2世、3世のですね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

今、先生がおっしゃいましたように、まず実態がどうであるかが大きな問題だと思っております。今年の10月1日を基準日にいたしまして、中国残留邦人等の本人、それから2世、3世を含めて、生活実態を調査するという事で、実態把握を予定しております。特に、2世、3世の場合には、言葉については帰国時の年齢が若ければ若いほどマスターできる方が多いのですが、例えば帰国時の年齢が35歳あるいは40歳を超えているような2世の方ですと、なかなか言葉が挨拶程度はできるのですが、仕事に必要な日本語ができないといった方もいらっしゃいます。ですから、言葉の支援が必要な方には言葉の身に付くような支援、あるいは通訳を付けるような支援が必要ではないかと思っております。

特に、日本で安定した仕事を続けていただくためには、やはり身近になって中国帰国者の事情に詳しい方を就労相談員として配置することで、身近な相談相手になっていただくことで、2世、3世の方も継続して仕事を続けていけるのではないかと思っております。

○井出委員

8ページなのですが、今、多く議論されているのは、永住帰国の中のいわゆるセンターに関わって箱物や機能とかなのですが、他にこの事業の中にはいわゆる旅費の支給や扶養費の支給うんぬんとあります。合っているかどうか分かりませんが、永住帰国の3つ目の定着促進センター入所うんぬん以外の何かをストレートに支給するようなところで、改善とか何かはないのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

資料の18ページを御覧いただきたいのですが、これは現在中国残留邦人等の支援については、中国残留邦人等の支援法の中で実際の支援を実施しております。平成20年4月からは、特に生活支援ということで、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の支給、それから昨年10月1日からは配偶者支援金の支給ということで、経済的な生活支援を実施しているところです。

それから、地域での支援としては、地域での多様なネットワークを活用しなが

ら、安定した生活ができるような環境を整えるということで、地域住民の理解を得ながら、日本語教育支援や自立支援通訳等の派遣などを実施しているところです。この資料の一番上ですが、先ほどから御議論いただいているのは○印の付いた中国帰国者定着促進センターでの支援です。こちらを6か月間研修いたしますと、地域に定着していただいて、中国帰国者支援・交流センター等での支援を受けながら、日本語などの研修を継続して受けていただくという流れです。

○井出委員

ありがとうございました。

○佐藤委員

先ほどの質問の続きになってしまうのですが、ちょっとイメージが湧かないので。就労支援について言葉は何となく日本語の先生が教えればよいというのは分かるのですが、就労支援についてはその道の社労士のような方が付くのですか。その道の専門家はなかなかいない気がするのですが。ハローワークはどう関わってくるのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

基本は、ハローワークを利用しながら就労支援をしていく形を考えております。特に、現在複数の自治体で就労相談員を配置して帰国者の支援を行っておりますが、帰国者の事情が分かって、かつハローワークにも顔が繋がっているような方、具体的には、ハローワーク OB の方を就労相談員で配置している自治体もあります。

○佐藤委員

素朴な質問ですが、そういうものがあつたほうがやはり就職につながりやすいとか、そういう効果が際立ってあるという理解でよろしいのですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。やはり、帰国者の職場開拓をどうやって行っていくかがかなり重要なのですが、地域の雇用情勢といった情報をお持ちの方の支援を受けていくことで、就労に結び付くのではないかと考えております。

○佐藤委員

一旦就職したときに、フォローアップもそういう方が継続的にやられるという理解でよろしいですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。これは、自治体にもお願いしておりますが、基本的な窓口は自治体で、その手足となっていただくのが就労相談員なり、支援をする方と考えております。

○佐藤委員

どれぐらいフォローアップされるのですか。就職してから、例えば向こう1年間とか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

期限は特に設けておりませんが、場合によっては2、3年、就職したのだけでもすぐやめてしまったという方には、2、3年継続して支援をしている場合があります。

○太田委員

2世、3世の方の実態把握で、直近は平成21年度ということですので、そのときのデータで結構なのですが、やはり帰国された方の2世、3世というのは同じような場所に集中して住まれているのですか。それとも、皆さんバラバラですか。故郷は恐らく全都道府県バラバラにあるので、東京に住まれているということは、もともと1世の方の出身地に行かれるというわけでは必ずしもないわけですね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

はい。

○太田委員

そうすると、東京で集中して住まわれているのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

東京ですと、23区の中でも、例えば帰国者が多い区としては江東区、江戸川区、足立区の3か所に集住といえますか。これは、理由としては、公営住宅が確保できるかどうかということで、実際の住宅の支援は東京都の住宅部局に帰国者が住める住宅を確保していただいておりますので、その住宅の集まっている所に帰国者もどうしても集まるという状況はあります。

○太田委員

帰国されたあとは、もう完全に個人の自由の問題なので、なかなか行政の側からは提供しにくいかもしれませんが、例えば言葉の問題であって通訳が必要であるとなれば、同じ通訳の方を何人かで一緒に使われれば効率も上がります。あるいは、1か所で仕事をされてその能力をいかしてグループで何かアウトプットを出していただくほうが、経済的にはいいのかなというようなことも思いました。何か、そういった方面からの支援は考えられますか。あるいは、やはり個人々人で自由に職業に就かれるので、そこを側面支援するというような主体なのでしょうか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

基本的には、お住まいになるのも仕事の選択も、個人の自由です。やはり、帰国者の場合には言葉のハンディなどがありますので、帰国当初は中国残留邦人と近隣の住宅などに2世、3世の方がお住まいになるケースが多いのが実態です。ですから、そういった要支援といひましようか、支援が必要な方の情報を自治体で把握して、支援する体制を整えて、自治体で人員を確保していくと。具体的には、先ほど申し上げました自立支援通訳や、支援給付の事務のお手伝いをしている支援・相談員の方々が身近で支援をしております。例えば、一定箇所に多くの方がいれば、支援・相談員のスタッフを充実して漏れなく支援できるような体制を取っております。

○太田委員

何か現場を知らないもので、全くとんちんかんなことを言っている可能性はあるのですが、例えば日本語で言葉の問題を抱えていらっしやっても、中国語はできるわけですよ。例えば、中国の情報を必要としている、あるいは欲しているような企業があれば、そういう方々は中国語の能力を使って何らかのサービスを提供して、例えば収益を上げていくことが可能であれば、そういったことで独立して経済的に自立していくというような道の支援はできないものかと、思い付きベースですが思ったもので伺ったのですが。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

それは、貴重な御意見だと思います。具体的に、中国との仕事で貿易関係に就いている方もいらっしやいますし、言葉の能力をいかして通訳の仕事に就いていらっしやる方もおります。それは、個々人の能力と環境の問題だと思います。私どもとしては、どうしても2世の場合は経済的な支援を1世の場合と違って実施しておりませんので、働けなければいわゆる最低限度の生活が営めないということで、生活保護を受給していただくのが実態です。より、自分の能力をいかして、収入もいい仕事に就いている方は、それは御自分の能力で対応できる。一方、私どもはどうしても仕事が見付からないとか、働けなくて収入が得られないという方々を何とか働ける状態まで支援したいと考えて実施しているところです。

○佐藤委員

今話を聞いていて、確かに言葉の問題が第一だと思うのです。もう1つは、教育水準です。つまり、中国でどういう教育を受けてきたかという問題で、仮にそれが先ほどの太田先生の議論ではないですが、仮に普通に大学を出られている方であれば、ある意味自分でビジネスも起こせますし、何らかの特殊能力を発揮できるはずですよ。仮に、言葉ができなくても、逆にその特殊能力がアドバンテージになります。うちにも、日本語がほとんどできない留学生は幾らでもいます。ただ、逆にもともと育ってきた教育水準に難があるということであれば、つまり日本における標準的に仕事に就く上で難がありということであれば、逆に、言葉

と合わせて、職業訓練的な支援も必要になってくるのかなと思ったのですが。

先ほど、実態調査の話が出ていたのですが、どのようなバックグラウンドをもっていて、どこにボトルネックがあってというのは、分析はあまりされていないのですか。それとも、これからしていくのでしょうか。私も思いつきで言っているのですが、かなり背景が人によって違うのかなと思うものですから。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

おっしゃるとおりですね。やはり、学歴といいたまいますか、中国での生活歴の問題が影響していると思っております。これまでも、実態調査等でも調べましたが、やはり高学歴の方は少ないのが実態です。そもそも中国残留邦人は、いわゆる旧満州地区、中国東北の農村部に開拓団として入植された方々の子どもさんです。生活地域が農村地域の方が多いのが実態です。その後、都市部に移られている方もいらっしゃいますが、学歴としては日本の学歴ほど高い状況にはないと認識しております。

○太田委員

そういった教育面の支援というのは、全く今のところ政策メニューにもなく、今後とも実施予定はないということですか。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

現在も、日本で例えば資格を取得したいという2世、3世の方がいらっしゃった場合には、資格取得支援のための資金を全額ではありませんが支給して、資格が取りやすいよう支援を実施しているところです。

○上山委員

多分逆方向からなのですが、支援はし出すと幾らでも支援できて、際限なくやってあげられることができると思うのです。一方、それはある程度のところで歯止めをかけなければいけないバランスが必要だと思います。今、ここでどこまでという話だとは思いますが、そのバランスのところは、意見ですが、十分に留意していただければと思います。どんどん広げていくのは、必ずしも正しくはないのかなと。もちろん支援は必要だとは思いますが、一定の限度は常に頭に置いていただく必要があるのかなと思います。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

おっしゃるとおりだと思います。

○行政改革推進室長

他にどなたかありますか。もうお一方ぐらいいらっしゃいますか。それでは、とりまとめまで少々お待ちいただければと思います。

○増田委員

これは、質問とか意見ではないのですが、実務の段階で実は会計監査をやっているときの監査先の会社で、たまたまそういった中国の人がいた場合に、何となく耳に入ってきたことは、やはりカルチャーの違いというのでしょうか。言葉の問題は確かにあるかもしれませんが、それを越えたところでカルチャーの違いというのでしょうか、日本の従業員は、何かあれば「すみませんでした」と一言謝るといふのがありますが、なかなか否を認めないというのでしょうか。否を認めると、何か大きく自分自身を否定することになるのではないかと、そこで人間関係が非常に難しくなってしまうというのは、工場の現場などでよく耳にしました。ですから、そういった点が日本の社会になかなか飛び込みづらいつころなのかなと。そういうことを、会社の監査に行ったときに耳にしたことはあります。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

先生が今おっしゃいましたように、中国から帰国された方が雇用の場でいろいろトラブルになるのは、自分の否を認めないのは、かなりケースとして聞いております。ちなみに、中国では謝ったら負けというような社会生活上の考えがあるようで、謝ることは自分に否があるから謝るのだというような認識があるようで、その辺りが日本の会社あるいは会社の同僚の方からもなかなか理解してもらえないという問題があります。そこは、やはり根気強く日本ではこうで、このようになっていきますからという説明、援助をすることが重要ではないかと感じております。

○横田委員

1 つだけ、現場を拝見しての意見を、ちょっと残させてください。かなりサポートされている方が、残留邦人の方を思って、教科書を作ったりとか丁寧にされている印象を持ちました。製本なども、部数が少ないから自分たちがやっているのだというように一生懸命おっしゃっていたのは、感心しました。一方、もっと日本語教育のプロフェッショナルの教科書があったり、本当は外に向けたらいいものが集まっているのを、自分たちが手弁当で作っているみたいなどころも少しあるような気がしたので、そこも配慮しながら、人員の効率的な体制などを検討していただけたらと思います。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

その内容についても、当方でも検討してまいりました。特に、中国からの帰国者の方は、例えば小学生の方から 80 歳、90 歳の高齢者の方もいらっしゃいますし、年齢階層が様々なこと。それから、学歴についても、大学あるいは大学院を出たような方もおりますし、日本でいいますと小・中学校しか出ていないような方もいらっしゃいます。例えば、日本の大学に留学してくるような方というのは、一定程度中国において日本語を勉強したり、あるいは学歴も一定程度に達した方

がいらっしゃると思います。中国の帰国者の場合は、そこは様々ですので、やはりそういう方にどのように日本への定着のための日本語をマスターしていただくか、あるいは、生活習慣を覚えていただくかが重要だと思っております。ですから、今後も日本語教育あるいはいろいろな支援をする際のノウハウなどは、これまで蓄積してきたノウハウあるいは技術的な専門家等の意見を聞きながら実施していきたいと思っております。

○行政改革推進室長

それでは、とりまとめ役の井出先生から、評価結果案及びとりまとめコメント案の発表をお願いいたします。

○井出委員

本事業について、まず集計結果を発表いたします。「廃止」1名、「事業全体の抜本的改善」3名、「事業内容の一部改善」2名、「現状通り」0名となりました。各委員からは、「定着促進センターの機能を支援・交流センターに引き継ぐ形で統合すべきである」「価格協議を徹底し、運営費の縮減を図るべきである」「統合に際して、重複を排除し、効率化、経費削減を図るべきである」「カリキュラム、教科書の外注・外部活用も含めた効率化を図るべきである」「2世、3世を含む帰国者のフォローアップ、自立支援が必要である」などのコメントがありました。

それでは、私から評価結果案及びとりまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」が妥当であると考えられます。とりまとめのコメント案としては、「見直し案にある、現在の中国帰国者定着促進センターは廃止し、その機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合して、日本語教育、基本的生活指導等の支援を実施することに加え、管理部門の合理化、首都圏中国帰国者支援・交流センターの施設の活用等によって、重複がないように内容を見直し、全体としての運営費の縮減を図ることが必要である。」とさせていただきます。

ただいま、評価結果案及びコメント案を御提示させていただきましたが、各委員の先生方、御意見があれば、よろしく願いいたします。

○上山委員

質問なのですが、私は「廃止」としたのですが、結果的には統合して「廃止」ではないというのは、2事業をまだ並列するのですか。ジャストアクションなのですが、1事業になるのですよね。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

統合ですので、1事業の中で実施していきます。

○上山委員

それは「廃止」ではなくて、「抜本的改善」という言葉で正しいのですか。1事業で2施設なのですか。分かりました。失礼いたしました。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

統合の整理ですが、現在定着促進センターを廃止して、中国帰国者支援・交流センターにその機能を統合するというところで考えておりますけれども、それによろしいのでしょうか。

○上山委員

すみません。それぞれに事業があるかと思っていたので、1事業で2施設ということであれば、私も「抜本的改善」に変えていただければと思います。

○佐藤委員

私は、逆に「一部改善」にしてしまったのですが、なぜかという、もともと2つの事業があり、同じ事業の中での再整理であることと、それから、もともと統合の方向性も事務局から出されておりますので、新たな改革案ではないかなと考えたものですから。ただ、せっかく抜本的な改革だと、見直しだと言うのであれば、やはり先ほどから出ている日本語教育の在り方や就労支援の在り方や、2世、3世に対する手当、あるいは自立に向けた側面支援であるとか、やはり事業の中身自体もきちんとこれまでに引きずられることなく、現状に即してやっていただかないと、抜本的な見直しと言うにはちょっと弱いかなと思ったのですが。

○井出委員

他にはいかがでしょうか。

○太田委員

ただのコメントです。基本的に70年前に戦争に負けたときに、本来日本国政府が全員邦人を連れて帰るべきところでうまくいかなかったところからきている事業なのですよね。ですから、これは日本国政府として当然やるべきことがきちんとできなかったことの事業ですので、効率化の観点からのみ議論することには多少の違和感を持ちました。もちろん、不必要な施設、過大な施設を維持して非効率に運営することは全くないのですが、効率化したあとにいかに2世、3世の人の定着をうまく図るかをしっかり考えていくという意味で、この事業は戦争直後に果たせなかった日本国政府の責任を、少しでもその役割を果たすことで、当時の失敗を減らしていくという事業だと思いますので、効率化を一層図り、また2世、3世の方の支援を今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

ありがとうございました。

○井出委員

よろしいでしょうか。それでは御意見をいただきましたので、まず集計結果について訂正をお願いいたします。「廃止」0名、「事業全体の抜本的改善」4名、「事業内容の一部改善」2名、「現状通り」0名とさせていただきたいと思いません。各委員からの御意見は、先ほどのものです。

それから、とりまとめのコメント案ですが、先ほどお読みしたものに加えて、御意見がありましたとおり、就労支援や帰国者の2世、3世のフォローアップ等、「一部改善」という方がいらっしゃいましたので、そうした単純に縮減というわけではなく、様々な面からの充実も中に加えさせていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。以上です。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。本事業については、終了といたします。それでは、次の準備ができるまで少々お待ちください。

(担当部局入替)

○行政改革推進室長

それでは、本日の2つ目の事業であります「高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費」についての説明をお願いいたします。説明時間は、5分厳守でお願いいたします。

○老健局高齢者支援課長

高齢者支援課長です。「百歳高齢者記念事業」について説明をさせていただきます。42ページから事業の概要の説明です。本事業は老人の日の記念事業として、年度内に百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状と記念品を贈呈し、その御長寿をお祝いし、多年にわたり社会の発展に寄与してきたこと等に感謝を申し上げるといったことを趣旨としたものです。

対象となる方は、重複しますけれども、年度内に百歳を迎える方で、当該年度の老人の日現在において、存命の方ということになります。本事業は昭和38年から開始しておりますが、資料右下にありますように、昭和38年というのは、老人福祉法が施行となった年です。老人福祉法の第5条には第2項において9月15日を老人の日と定めるとともに、第3項において、国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないという趣旨の規定があり、この記念事業はこの趣旨に沿った事業ということになります。

次の43ページです。本事業の流れですが、毎年度3月の時点で、この翌年度内に百歳を迎えられる国内の高齢者の方について、都道府県、指定都市、中核市の御協力をいただき、数の把握をします。3月から6月の間に調達をして、6月の時点で改めて都道府県等や、また、海外にお住まいの百歳の方もいらっしゃいますので、そういった方について氏名の確認をさせていただきます。6月から9月までの間、その名簿に基づき、お亡くなりになった情報等ございましたら、そ

れは随時把握して名簿の更新をいたします。

老人の日の1週間前にこの名簿に基づき、お祝い状、記念品を送付し、都道府県等、また、海外の方については、在外公館からお祝い状及び記念品を百歳高齢者の方に贈呈をしております。

経費の面について、44 ページです。予算額は直近の平成 26 年度を御覧いただきますと、2 億 5,600 万円、執行額が 2 億 3,800 万円、このうち、2 億 2,000 万円ぐらいが銀杯、いわゆる記念品が占めています。銀杯の仕様を 45 ページに示しておりますけれども、純度 99.7%以上ということで、いわゆる純銀であります。大きさは 90 mm、いわゆる三寸の大きさです。艶消しで「寿」という文字を刻み、ここに老人の日記念ということで、その年次と 9 月 15 日、また、内閣総理大臣という文字を刻んで桐の箱に入れ、のしを付けてお渡しをしております。

次のページに、調達の状況について示しております。予算額は、先ほど説明しましたとおりですけれども、調達個数が平成 26 年は 3 万 1,500 個でした。この調達個数については、毎年増えてきております。実績の所に、実際に贈呈した個数です。平成 26 年には 2 万 9,300 です。こちら、調達の段階で、若干余裕を見込んで調達をしておりますので、毎年残数が出ている状況です。

なお、落札の状況について、参考までに入札参加者数、落札率について示しております。なお、この経費については銀相場の影響を受けますので、銀相場の状況を 47 ページに付けております。

続いて 48 ページ、効果について、実際にアンケートを行った結果を示しております。効果があった、また、喜ばれるという評価もいただいておりますが、どちらともいえないといったような記載もありました。これは、銀杯と合わせてお祝い状を渡しておりますので、どちらの効果か、判定が難しいといった御意見が多くありました。

49 ページです。調達個数について、毎年伸びていくことがお分かりいただけるかと思えます。

最後、50 ページですけれども、見直しの方向性として、先ほど説明しましたとおり、毎年残数が生じておりますので、この残数について、より精査を行い、無駄のない執行に努めていきたいと考えております。以上です。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。それでは、次に論点を説明いたします。

○大臣官房会計企画官

事務局から論点を説明いたします。通しページで 51 ページです。下に論点が 2 つありますが、本事業は、「百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与して来られたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めること」を目的に、昭和 38 年度から事業開始され、長期間経過していることから、事業の効果や執行法について検討をする必要があるのではないかと。また、取り分け本事業の経費のほとんどを占めてい

る「銀杯」の贈呈が効果的かどうか等について検討する必要があるのではないか、としております。よろしくお願いいたします。

○行政改革推進室長

はい、それでは質疑応答に移ります。よろしくお願いいたします。

○上山委員

最初の事前勉強会でも申し上げましたし、この間の公開プロセスのときにも申し上げたのですが、そもそも、この事業を公開プロセスで討議する必要性があるのか、なぜに選ばれたのか。そもそも予算額も小さいですし、御省は一般会計だけを見て 29 兆何億円というような予算の中で、3 億円余りで、しかも討議すべきところもほとんど限られていて、これだけの人間を使って公の場で討議する必要があるのか。他に、より討議すべき事業があったのではないかと等々、疑問だらけなのですが、その辺のところをちょっとお答えいただければと思います。

○大臣官房会計企画官

事務局からお答えいたします。公開プロセスは、今回 2 日間にわたって 7 事業をお願いしてございますが、この選定に当たりましては、これまでの執行状況から何らかの形で見直しを検討すべき課題や論点があると考えられるものを抽出して、お願いしているものでございます。

本事業につきましては、老人福祉法が制定されました昭和 38 年以降、長年にわたって、ほぼ同じ形で事業が継続しておりますが、百歳以上の高齢者の方が極めてまれな存在であった事業創設当時と、数万人に及ぶ現在とでは、この事業や制度を取り巻く環境が大きく変化をしていると考えております。

そこで、外部有識者の先生方の目で改めてどのように評価なさるか、率直に御検討お願いしたいということで選定をしたものでございます。事務局として当然のことではありますが、結論について予断を持って、この場にお出しをしているわけではございません。この事業について公開プロセスにおける議論の結果としまして、当然のことながら、「廃止」、「抜本的改善」、「一部改善」、「現状通り」の、いずれの結論になることもあり得るという認識ではおります。

○上山委員

では、事務局にお聞きします。御省の所管される事業数は幾つですか。事業レビューの対象になるのは、お幾つぐらいあるのでしょうか。

○大臣官房会計企画官

事業レビューシート単位で約 1,000 事業でございます。

○上山委員

1,000 事業の中の 7 つで、これが上がってくるものでしょうか。議論の対象な

どというのは、どの事業でも当然ある話ではあるとは思いますが、その中でもより重要なもの、よりいろいろな効果の高いもの、公開プロセスの場になじむというものがあるのではないかと思うのですが、1,000もある中で、これが7つの中の1つに入ってくるという具体的な検討プロセスが、全然理解できないのですけれども、どういうことなのでしょう。例えば他の事業を1つ1つ拾って行って、これが少なくとも7番目に入るほど、検討の優先順位が本当に高いものなののでしょうか。

○大臣官房会計企画官

今回、7つの事業をお願いする中に、いろいろなタイプの事業がございます。その中の1つであります。先ほどと繰り返しになる部分があって恐縮ですけれども、これだけ長年にわたって、ほぼ同じ形で事業が続いて、一方で、その間の社会環境の変化が非常に著しいという意味では、1つ、特徴的な事業であるというふうに考えておりますので、7つの中に含めて、お願いを申し上げている次第でございます。

○上山委員

同じように長年続いた事業というのは、他にはないのですか。

○大臣官房会計企画官

長年続いている事業自体は他にもございますが、続いている中で、この事業で言えば、百歳をお迎えになる高齢者の方という条件、環境の変化が著しいものという意味では、この事業は特徴的であると思っております。

○上山委員

もう1つ言うと、先ほども申し上げましたが、これはある程度、議論すべき点などというのも分かり切っていることで、この場に出さなくても御省の中で十分に消化できるものではないですか。この程度のことも省内では消化できないということであられるのですか。

○大臣官房会計企画官

この程度のことと考えるかどうか、様々な見方があろうかと思いますが、私どもとしては、こういった長期間、同じような形で続いているものについて、惰性に流れることなくという意味で、外部有識者の先生方の目から見て、どう見えるかということについて、率直に御意見を伺いたいと思っております。次第でございます。

○上山委員

もうちょっと詳細に選定されたプロセスをお聞きしたいところですね、やはり。幾らそのようなことを言われても、本当にこれがこの場で議論しなければいけないものなのかというのは、到底納得できません。そういった通り一遍のお答え

で、ずっと通されるつもりであれば、私としては、ちょっと、この事業の議論に参加できないのではないかなという気もしてくるのですけれども。

○大臣官房会計企画官

プロセスといたしましては、私ども、各省そうですが、行政事業レビュー実施要領を大前提といたしまして。

○上山委員

具体的に言ってください。そのようなものは分かり切っている話ではないですか。当然、実施要領を見てそれに従っている、そんなことは誰でも、皆、分かっているわけで、では、具体的に、この事業がどのようにして俎上に上がってきたのかというのをお聞きしているのです。本当の話、さっきから適当に答えられていますけれども、本当にそこまで、これって、ここで議論しなければいけないほど重要なものだと、本当に心の底から思われているのですか。真面目な話。

○大臣官房会計企画官

真面目な気持ちで御検討をお願いしております。

○上山委員

立派ですわ。

○太田委員

というか、定量的にお答えいただけていないのですけれども、まず特別会計も含めて、重複を排除した場合に、御省御担当の予算というのは全部でお幾らなのですか。一般会計で30兆弱という話を伺いました。

○大臣官房会計課長

特会のほうで、年金の特会、保険料等を主たる財源としながら、年金給付等に当てている部分もございますので、全体を通して見ると。

○太田委員

概略で結構です。

○大臣官房会計課長

恐らく100兆円ぐらいはあるのではないかと思います。

○太田委員

今回、行政事業レビューで取り上げる事業の予算総額は、その何%なのですか。

○大臣官房会計課長

一番金額が大きいのは、この後にかかります国民年金の関係で、約 80 億でございますが、あと、前回、御審議いただきました 20 億の長期失業の関係がございましたので、全体を合わせますと 110 億から 120 億ぐらいではないかと思いません。

○太田委員

とすると、概略は 1 万分の 1 ですか。

○大臣官房会計課長

1 事業で何兆円というふうな事業もありますので、そういったところで見ると、パーセンテージとしては、計算したとして、120 億程度の部分が分子になり、分母としては特会まで含めるかどうかは別といたしまして、100 兆円程度という話かと思えます。

○太田委員

特別会計の事業も当然、行政事業レビューの対象の候補ではあるわけですね。

○大臣官房会計課長

そのとおりです。

○太田委員

そうすると 1 万分の 1 という理解で、概略はよろしいでしょうか。

○大臣官房会計課長

金額で計算すれば、おっしゃるようなことかと思えます。

○太田委員

もちろん、非裁量的な金額というのは、恐らく御担当の中では多いでしょうけれども、それを仮に 99% としても、裁量的予算の中の 1% という話になるのではないですか。

○大臣官房会計課長

前回、少しお答えを申し上げましたけれども、一般会計の裁量的経費というふうに分類されているものが、1 兆円弱ぐらいということでございますので、それを分母とすれば、先生がおっしゃるような話かと思えます。

○太田委員

もちろん、金額が小さくても重要な事業というのは当然でございますが、それはその都度、御説明が必要で、たまたま 7 事業を取り上げたところ 1% になったということであれば、これは悪意を持って、あえて小さく重要性の乏しい事業ばか

り選んでいるのではないのかというふうに言われた場合に、何か説得的な説明が必要だと思うのですよ。その説明がなされれば上山先生も御納得いただけるのではないのでしょうか。

○上山委員

いろいろと先ほどから表面どおりの御説明をいただいているのですけれども、そういう説明が国民に対して本当に説得的に聞こえているかということは、どう思われますか。どう聞こえようとも、きちんとやっているから、それでいいのだというような答えが、また返ってきそうな気もするのですけれども、やはり、ちょっと、そうすると、そもそもの公開プロセスの趣旨からは、かなり外れているのではないのかなという気がしますよね。私、これは事前勉強会のときも申し上げて、この間も申し上げて、もしかしたら今日はこの事業は撤回になるかなと期待して来たのですけれども。

○太田委員

御説明をいただければと思いますが、あえて悪意を持って重要性の乏しい事業ばかり選んでいるのではないのかという批判が国民から来た場合に、いやいや、そうではないと、これは重要性の高い事業ばかり選んで7事業になったのだというふうに国民が納得し得る御説明をいただけるかどうかを鍵だと思いますが。

○大臣官房会計企画官

1,000事業の中の7事業の選び方について、必ずしも唯一の解があるものかどうかということはあるかと思いますが、金額規模につきましては、今回一番小さいもので約1.2億、一番大きいもので約80億でございますので、決して私どもとしては小額の事業ばかりを選定したわけでは、そういうつもりではございません。

トータルで厚生労働省の裁量的経費に占めるカバー率ということで考えますと、今回、2日間で7事業をお願いしているわけですが、裁量的経費で行っている事業は、いずれも単独の予算規模はそれほど大きいものばかりではございませんので、逆に例えば、何割をカバーするということになると、相当な本数を選ばないと、なかなかそこまでのカバー率にはいかない可能性もあります。

それで、一応、これは当然のことなのですが、原則、事業単位で1億円未満のものは対象としてございませんし、一つの選び方としてお許しをいただいて、これについて議論をいただければ大変有り難く存じます。

○太田委員

1億円未満のものを選ばないというのは一つの基準だと思うのですが、その場合に、1桁億のものが集中して出てくるといって、20億、80億のものがあるので、100億だとおっしゃるのですが、その他5事業については1桁億ということですよ。重要度の高さと金額というものは、おおむね比例すると思います

が、確かに重要ではあっても金額の小さいものはあるというのは、それはもちろんそうだと思います。ただ、重要度だけに注目して選んだときに、7事業中5事業が金額が1桁の億に貼り付くというのは、何らかのバイアスがなかったということは、どういうふうに。なかったというのは悪魔の証明でできないのかもしれませんが。今年だけ偶然こうだったのですか。去年はどうだったのですか。その前はどうかだったのですか。これは統計的に、たまたまそうなる確率ということを考えたら、きちんとした申し開きが必要だと思いますよ。

○上山委員

これ、こういう選ばれ方をしたら、特にこの事業などはそうだと思いますが、当然、この種の批判というのは出てくるということで、それは我々だけではなくて、国民も当然同じように思われるわけですね。そういったものを選ばれる以上はそれなりに、より説得的な理由を用意していないと、やはり話にはならないですよね。見て、自分たちで、これで全然問題がないとは、普通の頭をさされていれば、到底思わないはずですし、それで問題ないで押し通してしまおうといえ、それはもう傲慢としか言いようがない。きちんとした、やはり、御回答をいただく必要は少なくとも、ここで議論するというのであれば、あるのかなというふうには思います。

○太田委員

これは御省が、厚生労働省が行政事業レビューというものを、どれぐらいの重みを持って取り組んでいらっしゃるかの明確なシグナルになるわけで、軽んじていないというふうにおっしゃるのであれば、申し開きを伺いたい。そういうことです。

○大臣官房会計課長

私どもとして、行政事業レビューというものは非常に重要な1つの過程だと思いますし、事業についての不断の見直しを行うという全体の姿勢の中で、1つの大きな機会だと思っております。

昨年、一昨年の状況を申し上げますと、平成26年度の行政事業レビューで、やはり7つの事業を取り上げていますが、その中で一番金額が大きいものが22.2億、それから次いで13億というものがあり、あとの5つについては、8.6億、7.7億、1.3億、1.4億、1.1億といった規模でした。

それから平成25年度ですけれども、一番規模の大きいもので、396.4億というのがありました。それから、その次の規模で20.9億というもの、それから、14.6億というものがあり、それ以外のものについては4.3億、3.2億、3.8億、2.5億といった形でした。

それぞれの年度で多少金額のばらつきというものはありますけれども、事業全体を見ましたときに、やはり金額の大きい事業というものは、1つの事業で金額面では大きくなりますけれども、事業の本数はそんなに多いわけではありません

し、各年度の状況から見ましても、今年を選定の中身が大きく異なっているということでは必ずしもないのではないかと考えております。

○太田委員

必ずしもないですか。裁量的予算は1兆円として、対象事業1,000と。平均はお幾らですか。

○大臣官房会計課長

先ほども申し上げましたように、大きい規模の事業というものは、本数としては少のうございますので、それを単純に平均するというのは、必ずしも事業の状況とは反映していないのではないかと思います。

○太田委員

平均的なものが7つ上がればいいのではないですか。たまたま小さい年もあるかと思いますが。

○佐藤委員

ちょっと、この事業について、若干、違和感があるのは、予算額というのもあるのですけれども、多分、厚生労働省さんで出したい結論が決まっているのではないかと考えて。誘導しているわけではないのでしょうかけれども、でも、やはり、この事業も昭和38年から始まっていて、その当時は百歳以上を超える方は本当に珍しくて、今では3万人を超えているわけですよ。3万人に近いというべきですかね。3万人ぐらいなのですよ。ですから、もう明らかに高齢社会の中において、果たしてこういう事業を続けることに意味があるのか。ましてや、あまり有り難いという評価が出ているわけでは必ずしもないし、もともとの目的が、広く国民が高齢者の福祉等について関心と理解を深めるとというのが目的らしいですが、多分その目的にも資していないということになると、何となく結論が見えている気がして。

大体、ちょっと、さっきの上山先生の話に戻ってしまうのですけれども、本来は、これは厚生労働省の中で自分たちでやめるならやめる、あるいは自治体に任せる、あるいは銀杯はさすがにないけれど、表彰状ぐらいにする。そういう結論というのは、自分たちで出せることなのに、なぜわざわざ行政事業レビューに出して、私たちにそれを言わせようとしているのかがよく分からないというか。別にちゃんと精査して結論を出すというのは筋なので、こういう場で討論するのは悪いことではないと思うのですが、ただ、逆にこれはもう明らかだと思うのですね。もちろん他のやり方だってあるかもしれないけれども、どうも御省の問題意識を考えると、何となく結論は見えている気がするのですけれども。

○大臣官房会計課長

行政として取り扱っている予算でございますので、それはそれぞれ各省の責任

において予算編成に臨んでいくことはもちろん必要です。ただ、私どもとしても、そういった予算編成にどう臨むかということを考えるに当たっては、私ども行政の内部での議論だけではなく、様々な有識者の御意見なり、あるいは地方自治体の御意見なり、様々な御意見をいろいろお聞きした上で事業の方向性を決めさせていただいていますので、今回の行政事業レビュー、または公開プロセスといったものもそういった大事な機会だと思っております。

○上山委員

外部有識者あるいは国民の意見、自治体の意見を聞く必要性がないということは、誰も言っていないと思うのですね。もう先ほど来言っているのは、そういったものは当然あると思うのですけれども、本当にこの事業が、ここで議論すべきものなのかと。金額面もそうですよね。他にもっと多額の予算のものがありますと。そういったものは、では議論しなくてもいいのか。同じように有識者の意見というのは、そういったものは必要ないのかと。かつ、金額だけの話ではなくて、論点もある程度決まっている話で、そんなに議論が深化するとも到底思えないもので、十分に御省の中だけで、先ほどおっしゃられましたよね、行政のほうで責任を持ってということであれば、これをここに出されることのほうが、よほど無責任に思える。この程度のことは、自分の省内で責任を持ってやっていただきたい。他に、せっかくこういう場を設けたのであれば、よりきちんと議論すべき事業がきっとあるはずだと思います。

○太田委員

先ほど、私、計算が変で、1兆円で1,000だったらいいと。1,000は、全部裁量的な事業の数ではないですよ。裁量的なもの事業というのは、いくつあるんですか。97%は、裁量的でないということが把握されているということは、事業も把握されているのかなと。直ぐ出てこないようなら結構です。

○大臣官房会計企画官

本数として数えますと、裁量的経費は金額の小さいものが本数が多くて、義務的経費は1本の金額が大きくて、本数が少ないという関係が大まかには申せませんが、すみません、正確な数字はありません。

○太田委員

あとは、地方自治体の事業仕分に仕分人で行きますと、非常によく高齢者のお祝い関係って出てくるんですよ。80歳になったら何十万円、百歳になったら何十万円と。これ、出てくる理由は、わりに明確で、そのコミュニティーの人は、誰も切りたくないですよ。だって、長寿をお祝いするって、素晴らしいことで、金額的にもものすごく大きくないということであれば、これ、外から来た外部有識者、もしくは他の自治体から来た人間に切らせるには恰好のトピックだという形で、あちこち地公体事業所に行きますと、しょっちゅう高齢者祝い関係が出て

きます。そういう意図をもって出されたものではないのかという疑いを持たれたとしたら、いかがでしょうか。

○大臣官房会計課長

最初に申し上げましたように、私どもとしては、その結論について予断をもって臨んでいるわけではありませんので、地方自治体がそれぞれどういう考え方を提示をしたかどうかというのは、それぞれだと思いますけれども、私どもとしては、先生方に忌憚のない御意見をいただきたく、提示をさせていただいたものです。

○太田委員

事業の選出プロセスについて具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

○大臣官房会計企画官

選出プロセスでございますが、行政事業レビューの実施要領を基に、事務局会計課内でこの最終的に選定する本数×2ないし3ぐらいの候補をまずピックアップして、それを事務局の中で意見交換をして、選定をしています。その際に、当然行政事業レビュー実施要領により合致しているものを選ぶことは当然ですが、ちょっと定性的な言い方で恐縮ですが、かつ、これはそういうマニュアルとかルールにのっとって選んでいるわけでは必ずしもないわけですが、例えば、セミナーをやったり、シンポジウムをやるといふ、いわゆる普及啓発系の施策を何本か入れておこうとか、あるいはこれもそうですけれども、長期間ちょっと行政の中の論理でずっと続いている、でもどこかで外の目にさらさなくていいのかというように考えるものを何本か入れておこうとかということで、対象事業を最終的にこの7本に絞っています。実態として、プロセスがどうだったかと問われれば、以上のような経過です。

○太田委員

その7事業の2倍から3倍を選ばれる段階は、どういう基準なんでしょうか。候補を多少増やすというお話でした。

○大臣官房会計企画官

候補を増やすというのではなくて、そういう系統の事業も入れておこうというようにして申し上げたつもりです。あとは、対象事業のものの候補を選ぶ選び方については、まさに見直す余地があるのではないかと、見直しについて検討するタイミングなのではないかというように、そのように考える理由は、事業によって様々ですが、会計課の中で会計課として見直しの論点があると思えるものを選んで、その中で課内で取捨選択をして、より議論していただくにふさわしいものを7本選んでいます。

○太田委員

この事業の場合、結論をどうするかについて、会計課で非常に悩んでいる点はその点なのでしょう。論点として挙げられていますが。

○大臣官房会計企画官

この事業について、実は各事業の論点説明シートの書き方として、この事業はややワンクッションを置いているというか、要するに、例えば長期間経過していることから、事業の効果や執行方法について検証する必要があるのではないかと、銀杯が効果的かどうかについて検討する必要があるのではないかと書いていますが、これは私ども会計課の意図としては、これは暗に効果的でないであるとか、事業の効果がないと知っているつもりで書いているものではありません。本事業を選定した全く客観的な証明はなかなかできないのですが、選んだ主観的な意図としては、まさに昭和 38 年からずっと相当な環境の変化があるのに続いているというものについて、毎年毎年、前年度と同じ考え方で事業継続するのではなくて、どこかで立ち止まって見直す必要があるのではないかと、しかも、それを行政の中だけではなくて検討する必要があるのではないかと思ったところです。こういったものを直接に想定して書いているのかどうかというのは、ちょっとあれですが、行政事業レビューの実施要領の考え方の中でもいくつかピックアップする事業の選び方の一つに長期的・継続的な事業で云々というのもありましたので、こういったものを一つ俎上に上げるというのは、一つの公開プロセスの意義なのではと事務局としては考えた次第です。

○上山委員

これ、議事録に残しておいてくださいね。今の話、実施要領の中に、アイウエオと対象事業があるわけですね。その中の長期的は分かるのですがけれども、先ほども言ったとおり、長期的に行われている事業ってこれだけではないではないですか。そのときに、他の事業ではなくて、どうしてこの事業なんだというところをきちんと説明される理由があると思うのです。まして他にも事業の規模が大きく、また政策の優先度の高いものとか、そういった選択肢もある中で、長期的というだけで、この予算額で、かつ、それほど改善の余地が大きいというのは、何なんですかね。よく分かりませんが、論点も先ほど申し上げたとおり、そんなに深く議論するような内容のものでもないというときに、他のものを差し置いて、あえてこれを 1,000 事業あるうちの 7 つのうちの一つに選ばれたと。そのところは、やはり何度も言いますが、きちんと説得的に御説明いただかないと、当然くどいですが、こんなのもう絶対反論来るのが目に見えてるではないですか。それできちんとまともにお答えいただけないというのは、やはり取組方に問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

行政事業レビューも今何年目ですかね。もう相当年数がたって、やればよいというぐらいで考えられているのであれば、それはこういう場でいいかげんなことをするのはなくて、きちんと閣議で厚労省はやりませんというふうに明確にさ

れるべきだと思います。それを正直言って、こういう感じの事業を選ばれて、参加者全員あるいは国民の時間を無駄にするというのは、やはりいかななものかなと思います。

説得的な答えをいただけないということなので、進まないですね。私、この事業に関して自分が出る意義がないと思うので、ちょっとこの事業に関しては後ろに下がらせていただきます。

○太田委員

私はまだ、説得的な答えをいただける可能性にかけておりますので、上山先生の御判断で、今ここで撤退ということでもいいと思いますが、とりあえず説得的な御説明をいただけるものと信じておりますが、いかがでしょう。

○横田委員

結構、高齢者向けの事業というのは、ナーバスで、先ほど他の先生がおっしゃってましたが、地方へ行ったら切りたい案件を外部委員に託す部分があるとおっしゃいました。本案件が、厚労省の中で切りにくく、ナーバスな案件だというのは正直あるのだと思います。個人的な意見になります。本当にこの6人が一率、完璧に合致した意見が出るのであれば、議論の撤退というのもあると思うのですが、少しでも差があるなら、せっかくこの1時間少しでも話が進めば私はいいかと思うのですが。

○上山委員

私が申し上げたいのは、少しでもであれば、もっと議論ができるものがあつたのではないかということをお願いしているのであって、少しでもあるからそれでいいのではないかということになると、翌年以降も同じスタンスになり兼ねない。それはいかななものなのかと。これは、こういうことがありましたということで、きちんとそれなりに挙げていただいて、きちんと対処方法について話し合ってください。形が私としてはいいのではと思っています。ですので、説得的な答えが今から出てくるとも思えないので、それは、議事録に私はそのような趣旨で離席させていただきましたと残していただいて、その上で、私、公開プロセスとして5人で成立するのかどうか知らないですけれども、不成立だったら不成立で残していただく必要があるのでは、それが私の問題提起の仕方とさせていただければと思っています。

○太田委員

上山先生が離席ということで、私は離席するかどうかは、まだ判断しておりませんので、説得的なお答えがいただければ参加したいと思います。

○大臣官房会計企画官

正直、これまで申し上げてきたことの並べ替えといえますか、繰り返しの部分

を多く含んでしまいますが、本事業を選定した理由については、環境変化の大きさ等にも関わらず、同じ事業で極めて長期間続いていることについて、必ずしも廃止をすとか、抜本改善をすとかいう結論を出すプロセスとしてという、そういう主観的な意図は全くなく、御所見をお伺いしたいということです。それから、金額規模については、先ほど裁量の経費で何本と述べていなくて恐縮ですが、7事業で100億、大小取り混ぜて約100億という規模で、カバー率としては低いですが、殊更に小さい事業を狙って選んだということではないのは、本当にそうではないので、申し訳ないのですが、そうですとしか申し上げようがないところです。

○行政改革推進室長

それではよろしいですか。今、事業の選定のプロセスのところについて、そもそも論を御議論いただいていますので、一旦、行政事業レビューそのものは休憩をさせていただいて、少し今の議論の整理をさせていただきたいと思います。

(休憩)

(上山委員離席)

○行政改革推進室長

再開します。引き続き御質問等があれば、よろしくお願いたします。

○増田委員

両委員の方の御質問に対して答える立場にもありませんし、また、答えにもなっていないのですが、本案件が出てきたときに私自身としても近親者に百歳を迎えた者もおられませんし、銀杯が送られるということも初めて知りました。父が90歳のときには地公体から確かお祝い金をもらったという記憶はありますが、そういうことで初めてこういうことがあるということも知りましたし、ならば、この必要性というのでしょうか、確かに百歳になって銀杯をもらって、それは、もらえば誰でも嬉しいかもしれないけれども、それ以上の効果があるのかなということも含めてですが、広く一般にこういうことを知らしめるという意味では、ここで挙げる1つのテーマとしてありなのかなというのは、事実考えたところで

です。ですから、この席で皆さんはどのようにお考えなのかということも併せて伺って、自らの意見を固めてみたい。そういうことで、今回の案件が出ているという、こういう席に私も臨んでおりますので、他の委員の方の意見も併せてお聞きしながら自分なりの回答を出したいと思っていますところです。以上です。

○行政改革推進室長

その他、事業の内容そのものについて、御質問、御意見等はございますでしょうか。

○井出委員

増田先生ではないですが、私は意外と長生きしていたら銀杯をもらいたいなど思っている人間なので、何か主婦目線で申し訳ないです。と言いながら、この事業が挙がってきたので、いろいろ考えてみたのですが、50 ページの見直しの方向性の中で、これは銀杯を贈呈するという前提で見直したとすればということになっているわけですが、一番下の見込数で、その表の一番右側には残数率、いわゆる在庫というか、それが書かれているのですが、仮に具体的に残数、残数率を減らしていくのにどのようなことをお考えなのか聞かせてほしいです。

○老健局高齢者支援課長

具体的には、残数率の見込みをどういうデータを基にして見込んでいくのかということになると思います。従来と比べて全体のロットと言いますか個数が大きくなってきておりますので、率としては同じなのですが、数としては残り数が確実に1,000を超えて2,000に至る数字の間を行ったり来たりしている状況ですので、もう少し数が大きくなったことを踏まえて、残数率を見込むことを精査したい。具体的に残数率は、捕捉した時点からお渡しする時点までの死亡の見込みですので、それをいろいろなデータを見ながら精査していきたいということになります。

○横田委員

事前勉強会のときにもお伺いしたのですが、昭和38年当初、この事業の対象となっていた人数を、要は当時希だったはずである人数を教えてくださいたいと思います。

○老健局高齢者支援課長

昭和38年は最初の年ですので、百歳の方だけではなく百歳以上の方にお渡ししております。このときの対象者が約150人であったと承知しております。人口は約9,600万人に対して現在は1億2,700万人の人口があり、現在の贈呈数は先ほどお話したとおり3万前後です。

○横田委員

そうすると、こういう長い事業をやられている中で対象者数が自然に増えていって、額も自然に増えていくのが見えている事業だと思うのです。これまでに中身の見直しをする機会を設けることはあったのでしょうか、ということが1点と、去年でしょうか、アンケートを取られているのですが、これは取った背景に何か、このタイミングで取らなければいけないとかがあったのか、要は見直すという観点も含めてアンケートを取ったのかなど、お知らせください。

○老健局高齢者支援課長

原則としては、毎年の予算要求の中で事業を要求していくことになりますので、

あえて見直しという形で外部の方の意見も検討会のような形で聞きながらということは、これまで行ったことはないと承知しております。逆に毎年、要求の段階で必要性等については、事務方としては確認をしながらやっていかなければいけないと考えております。そうした中で平成 25 年当時、自治体を通じて反響について確認をすべきということで、アンケートを行ったものと承知しております。

なお、先ほど来、官房からも説明がありましたように事業内容は大きく変わっておりません。昭和 38 年当時は銀杯ではなくて木杯をお渡ししていたようですが、3 年後に銀杯に変わっておりますが、あまりに古くて変わった経緯については承知しておりませんが、以降は銀杯をお渡ししてきているということになります。

○太田委員

残数が常時 5、6%出ているという理解でよろしいですか。資料にあるとおり、6.9、5.7、9.4。

○老健局高齢者支援課長

特に近年に関しては御指摘のとおりです。

○太田委員

個数の算定は年によって変わっていますが、例えば 99 歳の方の人数は当然、参考にされると思うのですが、その他どういう式で個数を決定されているのですか。

○老健局高齢者支援課長

ベースになるのは 99 歳の方というか、3 月の時点で把握する今年度の対象者の方です。これに対して、直近、過去数年間のお亡くなりになられている状況を死亡率といいます。それを一定の幅も見込んだ形で入れております。

○太田委員

その幅が広すぎるということですか。

○老健局高齢者支援課長

そのように認識しております。

○太田委員

これを限度いっぱいまで減らすと予算がどれぐらい下がるのでしょうか。

○老健局高齢者支援課長

数字の置き方次第ですが、千万の単位とっております。

○太田委員

ありがとうございます。あと、何個実際に必要となるだろうという予測を立てられて、それに一定の幅を乗せられているのだと思いますが、予測と実際の数字は毎年どれくらいぶれているものですか。

○老健局高齢者支援課長

50 ページにある残数が、平成 25 年は 4.5%、平成 24 年は 9.4%ということで、大きいところと小さいところで 5%の差があり、この分ぶれております。少なくとも 4.5%ということですので、ここの部分をもう少し下げることができるだろうと考えております。

○太田委員

いえ、これは予測とのずれではないですよ。当然、一定のマージンというか余力を、なくなったら大変ですので、マイナスにならないので、ちょっと多めに積んでいるわけですよ。例えば、予測が 2 万 3 千個だったということで、ちょっと多めに 500 ぐらい乗せておこうとか、そういう感じの計算をされると思うのです。予測された人数と実際の人数は、毎年どれくらいずれているのですか。そのずれている人数が、10 人のオーダーなのか 100 人のオーダーなのか 1,000 人のオーダーなのかによって必要な残数の幅が違ってくると思うのですが。

○老健局高齢者支援課長

毎年かけている存命率は同じ率ではなくて、直近、数年間の中で高い所を拾ってきております。高い所を拾うときに少し安全面を見込んで、調査のタイミングもあるのですが、高めにでてしまったところをこれまで安全に見込んで使ってきているという経緯が実はありますので、毎年同じ数ではないので先生の御指摘の毎年、差額が幾らかという形では出せないのですが、直近 10 年なら 10 年の中で、どの数字を拾うのか、そのときの状況がどうだったのかということを経査する必要がありますと考えています。

○太田委員

分かりました。予測して、それに安全分の在庫を足しているのではなくて、最終的に予測の段階で多め多めに予測している。これは、マイナスにならないように常に 6%、5%と予測が高めに外れているということです。正確に予測してどれくらい外れたかを見たほうが、どれくらい余力が必要か分かるのではないですか。

例えば、毎年 10 人、20 人ぐらいしかずれないのであれば 100 も余裕を持っておけば十分でしょうし、予測の仕方を正確に予測してプラスマイナスが出るようにしておいて、予測の誤差に対してどれだけ追加の在庫が必要かを見たほうが自然ではないでしょうか。あるいは精度が高まるのではないのでしょうか。

○老健局高齢者支援課長

死亡率等、様々使えるデータもあろうかと思っておりますので、少し研究していきたいと思っております。

○行政改革推進室長

先生方、コメントシートの記入もお願いいたします。

○太田委員

これは、喜ばれているというのは、お祝い状だけでは不十分だとお考えですか。

○老健局高齢者支援課長

質問の仕方として、これまで行ったアンケートではお祝い状だけではという質問はしておりません。逆にお祝い状で喜ばれているのか銀杯で喜ばれているのか分からないという回答ですので、もしかすると先生が御指摘のケースも見受けられるというのが、自治体の反応かもしれません。今、現状のデータでは、お答えするのに適当なものがないということです。

○太田委員

これは、データがないので感覚的です。内閣総理大臣名で書面が来たら、それは相当感激することではないかと思うのです。もちろん、人にもよるとは思いますが、紙ではしょうがないという方もいらっしゃると思います。その効果が大きく、しかもコスト的に比率としては小さいわけです。また、法律の要請があって完全に廃止するというのは、なかなか難しいところだと理解しております。とした場合に、内部で検討されているときに銀杯をやめてお祝い状だけにするという選択肢は検討されていないのですか。

○老健局高齢者支援課長

少し検討の中身として銀杯以外のものの可能性は、考え方として検討したことはあります。お祝い状だけというのは、これまで検討したことはありません。

○佐藤委員

私は、個人的に継続そのものを問うていいかなと思うのは、元々の目的は何かというと、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深めること、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としているわけで、別に百歳だとは誰も言っていないわけであり、法律の条文でも第5条に書いてあるのは、老人週間において老人の団体その他の者によって、その趣旨にふさわしい行事を行うこと。これは別に百歳を対象にしろとは言っていないわけです。

であれば、そもそも立ち返って考えれば、広く国民が高齢者の福祉について関心を持つということであれば、それは他のやり方があるはずだし、つまり高齢者に関してはいろいろな問題があるし、それは事実として国民が知るべきことはあ

と思うのですが、それは広報活動の問題だし、高齢者は自らの生活の向上に努めると、よく最近言われますが、健康的であるということがすごく大事なので、高齢者の外出や外の団体への様々な参加、地域社会への参加などを促すとか、そういうやり方もあると思うので、なぜ、この目的で百歳に対して銀杯なのかというのが全く見えてこないのです。

○老健局高齢者支援課長

高齢者の介護の問題に取り組む中で、高齢者の方々が地域社会に参画していくということを促すための社会参加や地域での活動を活性化していくというのは、とても重要なことです。介護保険制度における事業の中でも様々な取り組んでおりますが、一方、本記念事業については、9月15日の老人の日に着目した、ある意味記念の事業としての趣旨もあろうかと思っておりますので、日々努める社会参加の促進のための事業とは、また少し趣向を変えた事業の取組方が必要と考えております。

○太田委員

100 という数字は非常に切りがいいのでなかなか難しいですが、105歳、110歳と上げていった場合のシミュレーションはありますか。

○老健局高齢者支援課長

手元にはありませんが、当然、当該のお年の方の人口の数は少しずつ減ってくるわけですので、シミュレーションは可能ですが、現在、数字はありません。

○太田委員

昭和38年当時は、何名ぐらいの方が受けられたのでしょうか。

○老健局高齢者支援課長

先ほども少し答えましたが、昭和38年当時は、百歳ちょうどの方だけではなくて、最初の年で百歳以上の方にもお渡ししておりますが、それでも約150名です。これをパーセントで言うのは非常に難しいのですが、0.の後に0が5つぐらい並んで、その後に数字が出てくるような数字です。現状において約3万人ですが、0.の後に下4桁で数字が出てくるような数字ですので、そのくらいの違いということなのです。

○太田委員

先ほど佐藤先生がおっしゃったような、他の形での長寿のお祝い、あるいは老人の福祉についての関心と理解を深める方法は、この間、御検討されていないのですか。

○老健局高齢者支援課長

国として直接実施しておりますのは、この百歳の記念事業ですが、この他都道府県等に呼び掛けることにより、それぞれの自治体において事業を行っていただいております。先ほど御指摘があった中にも入ると思っておりますが、77歳や88歳を記念した取組が自治体において行われている例があると認識しております。

○佐藤委員

素朴な疑問なのですが、自治体はかなりいろいろとやっています。確かに介護も含めて自治体が担うところは多いと思うのです。この事業だけが、つまり百歳の方への銀杯だけが内閣総理大臣の名前を使うからなのかもしれませんが、なぜ、国の事業のうちに残ったのか。ある意味どこかの契機で自治体にお願いするということだって可能だったし、あるいは、これは、まさにさっきの議論ではないけど、小さいので、他の事業に吸収するという余地もあったと思うのです。

○老健局高齢者支援課長

御質問に対しての答えとしてふさわしいかどうかあれですが、国として行っている事業が、この事業にほぼ集約されていることが1つと、もう1つは、これを自治体にお願いした場合には、そもそも現在、内閣総理大臣名でお祝いを申し上げているところが、自治体の場合は自治体の首長の名前になりますので、事業の位置付けが変わるといところから国の事業として継続していると認識しております。

○井出委員

先ほど委員の中からも、お祝い状だけでもいいのではないかという意見もあったり、それは考えていなかったということで、今は銀杯とお祝い状なのですが、そうではなくて別のものを少し考えたことがあったということなのですが、むしろ、何をお渡しするかということを経験の、つまり皆さん方の知恵もあるのでしょうか、いろいろな人から企画を募って、もしかすると毎年違うものをお渡しする結果になってしまうかもしれませんが、いろいろな方法があるのではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。

○老健局高齢者支援課長

具体的にどのような方法があるのかということはあるのですが、別のものを検討してみるとい余地がどういう形であるのかというのは、毎年の事業を組む中で考えてみる必要もあろうかと思っております。一方、銀杯であることを継続している理由として、海外や全国各地に送りますので送付するに際して壊れにくいものである必要があること、一定の期間内に3万という数を用意しなければならないこと、どうしても数にぶれが出ますので、銀杯に関しては翌年度残数を改めて铸造し直すことが可能ですので、そういうことも踏まえながら最終的には内閣総理大臣からの記念品としてふさわしいものと考えていく中で、なかなか他の選択肢が浮ばないというところではあります。

○井出委員

分かりました。

○太田委員

法律の条文の根拠は一応別として真正面から伺います。国がやる必然性は何ですか。これは外部性、要するに何か国がやらないといけない理由はありますか。税金を徴収して、それを再分配する必然性がありますか。

○老健局高齢者支援課長

百歳ということ、人口における比率ということもありますが、100年間という期間を国民の方が生命をつなぐということに対して、国全体として敬意を表するという含めて、記念的な行事を国として行うということは、ある種、国家としての選択の1つかもしれませんが、私どもとしては意義あるものと考えております。

○太田委員

例えば、長寿は望ましいといえば99歳も望ましいし、101歳も望ましいです。百歳は数字の切りがいいという以上の意味は何かありますか。

○老健局高齢者支援課長

数字の切りの問題について、例えば1世紀などいろいろな理由は付けられますが、なぜ、99と100と101についての違いかについては、理由は区切りの問題以外にはなかなか難しいと思います。

○太田委員

でも、長寿をお祝いするという意味では、御家族がいらっしゃるれば御家族でお祝いされると思います。御家族がいらっしゃらない方というのは一定の意義があるかもしれませんが、やっぱり国がやることなのですか。

○老健局高齢者支援課長

国がやるべきことかという御質問かと思いますが、国民として長年、社会において活躍されてきた方、もしくは社会の構成員として生きてこられた方に対して、家族は1つの単位ですが、その家族を更に構成していく国家として、お祝いするということが意義があることかと思っております。

○太田委員

純粹に国家の機能という大上段に振りかぶった言い方をしますと、別に所得の再分配というほどのものではありませんし、社会福祉的な意味合いもないと言っていると思います。もちろん、銀杯をもらって嬉しいというレベルはあると思う

のですが、それだったら百歳の人以外ももらったら嬉しいわけです。何か百歳の方をお祝いすることによって、その他に福祉的な効果が期待できるということでもないようですよね。

そうすると、なかなか国家の事業として正当化するのは非常に難しい、ハードルが高いのではないかと先ほどから考えておりました、もちろん、今やめると今までもらった人との間の公平感はどうなのだという問題は出るとは思いますが、そうすると全ての事業をやめられなくなってしまいますので、それを一応置きますと、なかなかゼロベースで考えたときに、この事業を政府の事業として正当化するのは非常に難しいのではないですか。

○老健局高齢者支援課長

恐らく、今の先生の御指摘に対して、先ほど説明していることと同じような内容になってしまいますが、先生がおっしゃるように福祉的な意味や所得再分配的な意味は直接的にはないと考えておりますが、長寿の方を国民としてお祝いする、高齢者の方を大切にするという心が国民において共有されるということは直接的に福祉ではありませんが、国民全体の意識の持ち方としては重要なことかと思えます。

また、確かに百歳になった方だけが対象ですが、99歳の方も、もう1年御存命いただくことになって百歳になりますので、ある意味全ての方が健康で命をつなぐことによって百歳になる可能性のある事業ですので、そういう意味では1つ長寿に対しての考え方を国民として共有するという意味において、国家として選択し得る事業の1つではないかと考えております。

○佐藤委員

長寿を祝うというのは別に悪いことではないし、お年寄りを社会全体で支えるというのもそれ自体は悪いことではないと思います。それは既に年金や医療や介護という普通の社会保障制度もありますし、先ほど申し上げたように様々なお年寄りが健康問題を抱えていて、それに対して我々は、ちゃんと関心を持たなければいけない。でも、これは多分こういう事業ではなく、それは事実としていろいろな啓蒙活動や広報活動でやるべきことであって、誰も目的の妥当性を疑っているのではなくて、ただ、この銀杯を百歳に配るといって、それが目的にかなっているのかどうかというところ。

邪推ですが、多分昔は数が少なかったもので、恐らく銀杯をもらったりすると、それがニュースになったり、少なくとも地元のニュースとか新聞などに出て、それがみんなの目に触れて、やはり元気で長生きするということは大事だよという認識が共有されるという効果があったと思うのです。でも、今では3万人を超える近い方々がもらっているということは、恐らく、もらっていることがあったこと自体を知らない人も多いでしょうし、新聞に載ることもないと思うのです。多分、市の広報誌ぐらいだと思うのです。

ですから、国民に対する啓発という観点から見て、果たして戦略的にどうなの

かなということが問われます。釈迦に説法ですが、日本は高齢者をどのように社会の中で支えていくかというのが国家を挙げての大問題ですので、それは果たして、この銀杯で何とかなる話ではないし、ちょっと何か考えている目的が大上段に構えている割には、やっていることが、ここの事業に関して言えば効果につながっているのかは、やっぱり疑問と言わざるを得ないし、逆に同じことを言えば、昭和 38 年からやっているから継続しているのも、もしこれまでなかったとして、これを新規事業として来年度の予算要求でやりますかと言われて、百歳に対する銀杯を来年度から概算要求して一般会計から出しますかと言われてたら、多分、それは通らない予算になってくるのではないかと思うのです。その辺りをどのように整理されているのですか。

○老健局高齢者支援課長

先生が御指摘のようにいろいろ課題を抱えた方に対して、医療や介護の観点から施策を講じていくということは非常に重要なことかと思えます。逆に医療や介護のニーズがあるかないかにかかわらず 100 年御存命であったということをシンプルに簡潔にお喜び申し上げるという事業は、実はなかなか他にはありませんので、そういう意味では象徴的な事業と考えております。

○太田委員

他にないのは、国家がやることとして必要ないからではないのですか。多分、99 歳をお祝いする事業もないのですよね。恐らく 98 歳もないのですよね。ないから意義があるというのであれば、95 歳も 96 歳も 97 歳も 98 歳も全部作ったらいいという話になるので、それはいかがなものでしょう。

○老健局高齢者支援課長

そこは、国民の生活向上の意欲に対して、どのように対応していくのかということですが、百歳生きておられるということに対してお祝いすることの意義、まさにこれ自体をどのように受け止めるかということなのですが、御意見としては様々あるかと思えます。

○横田委員

国でやるべきことなのかというと、私は少し感覚がつかめていないのでお伺いしたいのですが、まず 1 点目が、先ほど地方自治体でも同様に高齢者向けの事業をやっていると、ただ、仕分の対象になりつつあるというお話だったのですが、要は、どれぐらいの自治体がこういう高齢者向けのお祝いみたいなことをやられているか分かる範囲で教えていただきたいです。

○老健局高齢者支援課長

25 年の調査の際に記念品の贈呈について実施しているかどうか調査を行いました 108 の自治体に確認したところ、90 の自治体において行われているという

ことでした。

○横田委員

あと、もう1点ですが、勉強会のお祝いのお品は手渡しするのだと、それをもって皆さんが実際にお元気なのかということも確認できる1つのタッチポイントになっているというお話だったと思うのですが、他にそういうことをカバーできる事業があるのか、実は百歳でお祝いを渡すのもいい確認のタイミングになっているのかも教えてください。

○老健局高齢者支援課長

例えば、独居の方や地域において見守りを行う形で把握するという事は自治体における取組としてあり得ると考えておりますが、ある年齢の方について具体的に把握するというのは、他に思い付きません。

○増田委員

また、話を蒸し返すようですが、老人福祉法の中の条文を読みますと、老人の日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする、趣旨とは何かということ第1項のところで、広く老人の福祉について関心と理解を深める、もう一方では、老人自らの生活の向上に努める意欲を促すと書いてある。実際に銀杯を渡すことがどれほどの効果があるのか、もらっている本人ないしはその周囲にいる人たちにアンケートを取っているということですが、広く国民にという観点で考えてみると、私も先ほどお話ししたように、百歳になれば銀杯がもらえるのだと、これは確かどこかで報道されたのかもしれませんが、今回この話を伺って、なるほど百歳になるとこういうことがあるのかということ初めて気付いたということもあります。

これは、かなり多くの国民が知らないことではなかったのかと思います。そうすると、この老人福祉法の趣旨、要するに国民に対して発信するという事から考えてみて、3億前後のお金を使って、それだけの効果があるのかというのは極めて疑問を感じているのです。ここの48ページに書かれている効果のアンケートを取った方は、極めて周りの方、実際に銀杯が交付されたという場面においた方等になっていると思うのです。その中でも、どちらとも言えない、ないしは効果があったとは思えないという方もいて、もらった本人はもらう分だけ有り難い、これが純金だったらもっと良かったのになということだったのでしょうけれども、これ以上の効果を検討するという、そういう機会は今まで全くなかったのですか。

○老健局高齢者支援課長

先ほど申し上げましたように、予算の要求の中でこういう形で把握したというのが1つの取組です。あとは国民に広く知っていただくという観点から9月15日においては、百歳高齢者の表彰の対象の方がどのくらいいらっしゃったのかと

ということについては、毎年必ずマスコミに対して公表して、併せて都道府県別でどういう状況かということについても公表しております。

地域のマスコミ等からは、比較的関心を持って取材されていると考えておりますが、しかし、テレビ等で報道されるかどうかというのは、そのときのマスコミの状況次第ですので、どういう形で目に触れるかというのはそれぞれかと思えます。我々としては、引き続きこういう事業を実施しているということを知っていただくために分かりやすい形での広報に努めていかなければいけないと考えております。

○行政改革推進室長

それでは、井出先生から評価結果案及びとりまとめコメント案の発表をお願いいたします。

○井出委員

本事業につきまして、まず、集計結果を発表いたします。「廃止」2名、「事業全体の抜本的改善」3名、「事業内容の一部改善」0名、「現状通り」0名です。各委員の先生方からは、「お祝い状の贈呈のみで継続すべきである」「賞状の手渡しが見たい」「銀杯ありきではなく、お祝い状のみ、別のものなど発想の転換が必要である」「事業は廃止して実施の是非自体は自治体に任せるべきである」「公共性がなく、事業に必然性がない」などのコメントがありました。

評価結果案及びとりまとめのコメント案を提示いたします。ただいまの評価結果から当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」が妥当であると考えられます。とりまとめコメント案としては、「本事業が開始された昭和38年度と比べて百歳を迎える高齢者が大幅に増加し、かつ、今後もさらなる増加が見込まれることに鑑み、見直し案を超えて、銀杯の贈呈は廃止し、国として長寿を祝い社会発展への寄与に感謝するに当たり、今後はお祝い状の贈呈のみの事業とすることが必要。」といたします。

ただいま評価結果案及びとりまとめコメント案を提示いたしました。各委員の先生方、御意見をよろしくお願いいたします。

○太田委員

私もお祝い状だけでいいような気もしつつ、ただ、本筋に戻って考えると、これは国がやるべき事業とは考えにくい。ただ、金額も先ほど来問題になっていまずように小さいですし、お年寄りが百歳になったところで賞状を受け取るのに対して非常に額の小さい予算で対応が可能だということであれば、残すというのが。また、原則論を繰り返して廃止だというのは血も涙もない外部評価者という感じがして、抵抗があるというところにして、結論は妥当であろうかと思えます。ただ、新規事業あるいは継続事業であっても本当に国がやるべきなのか、国がやるべき役割は何なのか、財政が厳しい中でミニマムに考えて追加的にこれはできるかどうかを考えたら、まずもって普通は継続にならない事業だと思います。

法律の要請があって何かあるにしても何か他にやりようがないのかということ
は、当然、検討されてしかるべきではなかったでしょうか。以上です。

○井出委員

他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員

私も少しこの事業自体どうかと思うのですが、ただ、とりまとめ案としてそんな感じかと思いました。せつかくすったもんだして、この事業を取り上げる意義をあえて見いだすとすると、やはり古くからやっているということ自体、事業を継続する理由にはならないということだと思うのです。昭和 38 年から状況は違うと今は分かっていることです。今、太田先生からありましたように仮にこれがある種、新規事業としてやろうと思ったら多分、この財政状況を考えてみてもやらないはずなのです。

ですから、単にこれまで続けられてきたのは、これまでやってきたからという以上の理由は何もなかったと思うのです。多分、これと同じようなことは、他にもある。それは予算の多寡を問わずです。したがって、厚生労働省として、恐らく制度創設以来、随分と古くからやっているからという理由だけで続けている事業を洗い出して集中的に検討するという機会を是非設けていただければと思います。それでないと、これをやった意味が、ほとんどないということになります。

○太田委員

ということで、今のを附帯コメントとして、類似事業を探して予告状を出すというのを追加するというのが提案です。

○横田委員

私も先生がおっしゃることに同意です。長いことやっている事業はみんなきちんと見直す機会を、書面レビューだけでなく、対応策は検討していただければと思います。1 点だけ気になったのが、結構、皆さんは 2、3 億の事業が小さいとおっしゃっていましたが、この事業をこのまま 10 年やっていたら 20 億とか超える事業になっていたはずで、そんなに小さいものではないかなと思っています。なので、そこも含めてきちんと全ての事業を見ていったほうがいいと思います。以上です。

○井出委員

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、御意見をいただきました。基本的には案のとおりで御了解いただいたと思いますが、委員の先生方の多くが、この事業を機会として長年続いている事業については洗い出しをして、こうしたことについて本当に国がやるべきかということを必ず御検討をしていただきたいと、省にお願いということになりますが、追記いたします。よろしいでしょうか。

○行政改革推進室長

ありがとうございました。本事業については終了といたします。なお、本事業については事業の選択そのものについて先生方から様々な御意見をいただきました。私ども厚生労働省としても、行政事業レビューは大変重要な取組であると認識しております。来年度、以降の事業の選択については、本日いただいた御意見も十分踏まえながら、私どもとして進めてまいりたいと考えておりますので、付け加えさせていただきます。それでは、ここで 10 分間の休憩といたします。

(休憩)

(上山委員着席)

(担当部局入替)

○行政改革推進室長

本日の 3 つ目の事業である「公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)」についての説明をお願いします。説明は 5 分以内でお願いいたします。

○年金局事業管理課長

年金局事業管理課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。資料 53 ページに「行政事業レビューシート」があります。事業名「公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)」となっております。63 ページ以降に基づいて、交付金等について説明申し上げます。

64 ページですが、今回レビューの対象になっている取扱交付金の概要です。国民年金等事務取扱交付金に、大きく法定受託事務に対する交付金と市町村との連携・協力に対する交付金があります。法定受託事務に対する交付金は、基本的には被保険者数に応じて割と機械的に支給されるものということで、今回は重点的に協力・連携に対する交付金について御審査をお願いしたいと考えております。

64 ページの下のほうに法定受託事務と協力・連携事務の予算の表がありますが、これを先ほどの 53 ページの行政レビューシートの額と対比できるように整理したものが 65 ページになります。行政事業レビューシートの 53 ページにおいては、平成 24 年度 107 億円、平成 25 年度 53 億円と表記しておりますが、そのうち協力・連携事務に当たる部分については、B 欄にあるような金額 33 億円、47 億円、87 億円、74 億円となっております。レビューシートベースで予算と執行を御覧いただくためには A と C を見比べるということで、 $C \div A$ を計算すると、平成 24 年度 89%、平成 25 年度 80%、平成 26 年度 66%ということで、執行率が下がっております。一方、特に協力・連携の交付金部分だけを取り出すと、B と D で $D \div B$ を計算しても同様の傾向になっていることが伺われるということです。

国民年金の事務の具体的な内容については、66 ページ、67 ページに市町村と国の役割分担があつて、現在では大部分の業務は日本年金機構が実施しています

が、市町村に一部事務をお願いしています。そのうち法定受託事務の詳細が 68 ページ、今回御議論いただく 69 ページが協力・連携事務ということです。こちらについては保険料の資格取得関係の手续、広報、相談、各種情報提供といった内容になっております。

70 ページの交付金の算定方法ですが、協力・連携事務については四角の中にあります。基本的には 1 件当たりの単価に件数を掛けて算出される、あるいは実費でお支払いするという内容になっております。71 ページ以降、今回、事務取扱交付金について、平成 27 年度に総務省、財務省、厚生労働省の 3 省合同調査をした結果をまとめてあります。例えば 72 ページに兼任の職員が多く、また経験の浅い職員が国民年金の業務に従事していること、73 ページに法定受託事務が 7 割、協力・連携事務が 24% という比率になっていること、協力・連携の中では年金相談、あるいは口座振替などの促進といった部分が重要になっている、手作業が多いということが結果として現れております。

そういった結果を踏まえて、74 ページの市町村の職員を支援するための業務支援ツール、あるいは研修、あるいは今回、協力・連携事務の単価を設定するに当たっての件費への配慮ということで、具体的にその内容については 75 ページにあります。あるいはインセンティブを付与ということになっております。

76 ページ、あるいは 77 ページは協力・連携事務個々の事務について、平成 25 年度と平成 26 年度、単価の改定前後での状況を見比べておりますが、単価改定そのものが直接的にどういう影響があったかは、ここからは一概に見いだせないということで、今後とも推移を見守っていきながら、単価設定も考えていく必要があるということで考えております。77 ページは更に執行と予算の乖離について、個別の事業ごとに整理した数字です。

78 ページですが、先ほど協力・連携事務と密接に連携したということで、今回の調査結果を踏まえて市町村職員に対する支援を行っております。それらに関して、あるいは一番上が業務支援ツールを作成する。これはあずさ監査法人に委託して、実際、事業として実施しました。2 段目が TAC 株式会社に委託して、研修をやるようなツールの開発をしました。電通パブリックリレーションズに委託して、パンフレットや動画、ポスターの作成などをして、市町村でお使いいただけるようなものにしたということがあります。

最後に 79 ページに見直し案がありますが、見直しの方向性としては、より多くの市町村に協力・連携業務もやっていただきたいということ。もう 1 つは、的確な事業の実施状況の把握に努めて、予算と執行の乖離をできるだけ抑制することに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○行政改革推進室長

次に、論点を説明いたします。

○大臣官房会計企画官

事務局から論点を説明いたします。通しページ 85 ページです。一番下に論点

を掲げております。今、説明がありましたように協力・連携事務は多様なメニューがありますが、助成対象を費用対効果が高い事務に重点化する等により、事業の効率性を向上させるべきではないか、また、事務としてより多くの市町村に協力・連携をしていただけるよう、単価の見直しだけでなく、市町村から自発的に協力を申し出ていただけるような環境整備を行い、より多くの市町村で協力・連携していただく仕組みを構築すべきではないかとしております。よろしく願いいたします。

○行政改革推進室長

質疑応答をお願いいたします。

○増田委員

先ほどの御説明の中で、協力・連携の所でインセンティブ、要するに単価を幾らに設定することによって、インセンティブが働く、働かないというお話があったかと思えます。これは実際に、変な話、お客を呼び込むというわけではなくて、市町村の窓口で相談に来たときに、相談件数によって単価を掛けて金額が決まるということかと思うのですが、その単価を動かすことによって、市町村は積極的に窓口で相談が来るようにという、自治体での広報等々を使って、そういうことをやるということなのですか。

○年金局事業管理課長

インセンティブを考慮した部分ですが、資料の 75 ページにあります。1 つは口座振替とか、クレジットカードの納付申出の受理、前納の申出受理という部分がインセンティブを考慮して今回、単価を見直したということです。こちらは資格取得の手続で住民が市町村の窓口にお越しになる。これは引っ越した人しかそういう手続はしないので、ここにインセンティブを掛けても全然意味がないのですが、そちらでお見えになった方に口座振替をお勧めするかどうかというところは市町村の任意で、我々としてはインセンティブを考慮して単価を設定することによって、市町村の職員にその場で是非、来られた方にお勧めしていただきたいということで、こういう単価設定をさせていただいたということです。確かに、もともと相談に来られる方の数自体はインセンティブで変わるわけではないのですが、その方にお勧めするかどうかの判断において、市町村の職員にインセンティブを持たせていると、むしろそういう意味です。

○増田委員

そうしますと、地公体に住んでいる方、ないしは転居した方等々の人数によって、上がる、上がらないは、要するに店を開いて遠隔地から物を買ってくるというわけではないので、その住民に限定されているということになると、さほど大きな効果が出るとは期待し難いと思うのですが、その辺はいかがですか。

○年金局事業管理課長

確かにそういう部分はあって、住民がほとんど動かなければ、このインセンティブは効かないという部分があるかと思いますが、大都市部など非常に人口移動の激しい地域では、市町村の職員にこういうことに取り組んでいただければ一定の効果は上がるのではないかと思います。

○増田委員

単価の見直しをした、その結果なのか、平成 26 年度の執行状況で予算が 92 億円に対して執行が 61 億円、執行率 65%ということですが、予算を設定した際の見込み、その違いは一体どこにあるのですか。

○年金局事業管理課長

まさにインセンティブを付ける形にしましたので、前年度以上はきっと自治体のほうでやっていただけるのではないかというので、少し高めな見積りをしたところ、実績を御覧いただくと全然伸びていないというか、むしろ先ほどのクレジットカードの納付関係ですと下がってしまっておりまして、結局インセンティブとして、単に予算を付けただけでは、少なくとも平成 25 年度、平成 26 年度の変化を見ただけでは、自治体では積極的にお取り組みいただけなかったという結果になったので、乖離が出てしまっているということかと思います。

○増田委員

そうしますと、逆に今、単価を維持する必要はあるのでしょうか。

○年金局事業管理課長

まさに今後の推移を見守る必要があって、あまり単価を上げてもしっかり意味がなかった、今後、何年見ても変わりがなかったということだと、単価をまた元へ戻す必要があるのではないかという議論になり得るかと思います。ただ、確かに単価を単年度、突然ポッと上げただけです、その時点では自治体の側にとっては例えば受付体制ですね。窓口で説明される職員を突然増やすわけにもいきませんし、あるいはそういう方が口座振替とかクレジットカード納付、あるいは前納の申出ということを積極的に進めるような知識みたいな部分がないと実際動けないわけで、その辺を今後、推移を見ていくと、市町村の方が単価が上がっているから、どんどんやろうかということで、その辺の知識も付け、あるいは能力も身に付けていただけると、これは伸びて行って、我々の狙いどおりとなるのですが、そこはもうちょっと推移を見守りたいと思っております。

○増田委員

ちょっと質問の内容が変わりますが、年金事務について、地方自治体に一部業務を委託するという方法と、一方で年金機構そのものが年金事務所を各所に設けて、今 312 ですか、全国にあるということですが、そういった事務所を増やすこ

とによって、前にお話を伺ったときには、市町村の窓口で完璧に説明できるかという、なかなか細部についての説明ができなくて、となると年金事務所につながりてその内容を確認するなり、ないしは十分な説明ができなくて終わるといった例もあるかと思えますし、そういうことを考え合わせてみると、本来、年金機構でやるべきことだということであれば、年金機構がもうちょっときめ細かく地方に事務所を設けてカバーをしていくという方法も1つの方法論かとは思いますが、そういった点での評価、比較はどのようにされたのでしょうか。

○年金局事業管理課長

年金機構自体は法律に基づいて設立されている特殊法人ということで、その定員自体は行政改革の枠組みの中であって、もう今、年金事務所も基本的には増やす時代ではないということで、そういう選択肢はかなり乏しい。むしろ定員もどんどん減らす方向で取り組んでいるというのが実態です。

○増田委員

かつて年金の問題でえらくクローズアップされた際に、結構、社会保険労務士ないしは企業の年金担当者等々で相談員ということで、非常勤ですが、そういう方をかなり動員してやったというように、それをやった方からもいろいろ聞いたことがあるのですが、そういった方法論で、地区地区でそういう方を設けてという方法も、あえて年金事務所という所帯を構えずにやるという方法論もあるのではないのでしょうか。

○年金局事業管理課長

御指摘のとおりです。日本年金機構のほうでは、街角の年金相談センターと呼んでいますが、そういったところをこれまた予算の制約があって、必ずしも自由には作れないのですが、徐々に全都道府県に置くような方向でやっております。実情ですと、どうしても相談が都市部、県庁所在地みたいな所に多いので、県庁所在地の年金事務所に行列ができていて、待ち時間がものすごく長いというところにおいて、街角年金相談を辛うじて作って、そこで実際の運営自体は社労士などをお願いをして運営していただいているというのが現在の実情です。

○増田委員

各地方自治体、1,000 を超える自治体で、それぞれ窓口を設けて年金の相談に応じるということですが、そこでの説明に対して、実際の利用者ですとか、そういった方たちからの、「いや、これは説明が足りません」とか、ないしは「間違った説明を受けたんです」というような苦情相談は、どちらかに来ているということはあるのですか。

○年金局事業管理課長

個別にはそういったこともあります。具体的に統計で取って幾つあったとか、

そういうものは今ないのですが、事例としてはそういうことも間々あると承知しております。

○増田委員

そうしますと、規模の大小にもよるのでしょうかけれども、自治体サイドでも相当に知識を有する方を置いておかないと、実はそういった QA に堪えられないといったことも起こり得るということでしょうか。

○年金局事業管理課長

年金制度はどうしても複雑で、こういう場合はこういう要件があるとか、こういう場合はこういうことをしなければならないとか、様々な細かいルールがあって、これは別に市町村の職員の方に限らず、日本年金機構の職員の場合でも、そういう説明誤りが起こっているのが実態です。市町村の場合は実際には分からないことがあったら年金事務所などに電話をして、その場で確認しながらお答えいただくという形で、なるべく相談に来られた住民のニーズに合うような対応をしていただいていると承知しております。

○佐藤委員

もうちょっと年金機構との関係を知りたいのですが、他のページにもあったような気がするのですが、69 ページに市町村との協力・連携の内容が出ているのです。この中で、市町村でなければならないというのは4番という理解ですか。つまり、1、2、3 は、基本的には年金機構の窓口でもできるけれども、身近だということと、年金機構はあまり予算が付かないので、市町村にやらせたほうが手取り早いという理解でいいのですか。

○年金局事業管理課長

予算が付かないから手取り早いというわけではないですが、市町村が持っているデータを日本年金機構に御提供いただくという意味では4番です。1、2、3 は相談にしろ、広報にしろ、納付特例にせよ、年金機構でもやっております。

○佐藤委員

細かいですが、5、6 も年金機構でやっているという理解でいいのでしょうか。

○年金局事業管理課長

5番は、要するに障害手帳は市町村で発行しておられるので、そこに着目して障害年金の周知をお願いしますというので、これは手帳を発行している所に着目しての事業ですので、逆に言うと機構ではできないということです。6番も、窓口装置を利用したきめ細かな年金相談とか、ねんきんネットとか、これはいずれも市町村で相談業務をやるときに、窓口装置とか、ねんきんネットというものを使いながらやると、先ほど申しましたが、年金事務所にいちいちお問合せしなく

ても、その場でねんきんネットで情報を確認しながらやれるという意味では、まさに市町村向けの事業となると思います。

○佐藤委員

78 ページ目に、分かりやすい情報発信モデル事業検討会からのいろいろなモデル事業の説明があるのですが、これは市町村の職員向けということですが、ある意味、年金機構でもこういうのを作って、あとは皆さんの知識を高めればよいということですよ。何が言いたいかというと、市町村向けに特化した動画とかパンフレットを作らなければいけない理由は何かあるのですか。

○年金局事業管理課長

今の先生の御質問は、特に3番目のパンフレット、動画、ポスターという部分についてのお尋ねという理解で、パンフレット、動画、ポスターは、逆に言うと、今回は市町村でこういうのを是非お使いくださいという形で整備したものと、右側の図にあります。日本年金機構でも活用する動画などを併せて作って、この辺は自治体ですと、住民の方がいろいろな手続にお越しになるので、そういう機会を捉えて、年金について分かりやすいパンフレットとか、あるいはいろいろな税務や住民票や待合室などの場で流していただける映像資料で、年金のPRを効果的にできるのではないかと。この考え方で年金機構で作る動画と、併せて市町村でもそういうのをやっていただけないかという動画、パンフレットなどを作ったという経過です。

○佐藤委員

中身は違うと。思っているのですか。市町村用のパンフレットや動画と年金機構が配布しているパンフレット、あるいはそこで流している動画は違うものかと思っっているのですか。似たような内容だと思っっているのですか。

○年金局事業管理課長

ちょっと難しいですね。基本的には違う目的で作っているのですが、結構似ているものができております。

○佐藤委員

市町村についてなのですが、相談員というのはこれのために専属で雇われているという理解でいいのですか。あるいは、例えば各書類とか、市の業務案内をする人たちがいる意味、兼任でやっているという理解でいいのですか。

○年金局事業管理課長

基本的には市町村にいらっしゃる国民年金の担当の部署の方が相談をした場合ということで、自治体によっては相談員プロパー、相談専門の方みたいなことで置いていらっしゃる自治体もありますし、職員の方が全部やっているということ

もあります。

○上山委員

今のに関連してなのですが、兼任してやっていることが結構多いと、どこかに資料があったと思うのですが、兼任している所とプロパーの所だと、当然プロパーの人はそれが仕事だから一生懸命やってくれると思うのですが、兼任の人だと多少インセンティブがあっても、他の仕事などで忙しければ当然そこまでやらないという話になってくると思うのですが、その辺はどのように分析されて、どのような対処をされていらっしゃるでしょうか。

○年金局事業管理課長

まさに御指摘のとおりだと存じます。なかなか対処のしようがなく、結局、国民年金の業務は以前はかなりいろいろな手続について自治体でやっていただいていたので、67 ページにあるとおりですが、機関委任事務という形で市町村に様々な業務を実施していただいて、かなりボリュームのある業務をやっていただいていたところ、今では極めて限定的な届出の受理、あるいは年金の請求でも極めて限られたケースに限るということで、業務量としては非常に少ないわけです。それに応じて、市町村でもどんどん国民年金を担当する職員の数を減らして、例えば国民健康保険をやっている人がついでに国民年金もやっているとか、あるいは住民票を取り扱っている部署で併せて国民年金をやっているとか、税務を取り扱っている部署で併せて年金を取り扱うという形に、むしろだんだん縮小しているというのが今の流れです。それ自体は各市町村の御判断でやっていただいているので、我々としては最低、法定受託事務を実施していただく。そこだけはきちりお願いしたいということは申し上げられるのですが、それに加えて協力・連携事務をどのぐらいやるかは、本当に最初から市町村の任意と言わざるを得なくて、兼任の方だとまさにおっしゃるとおり、他のことをやる余力もなかなかないという面があるのは、率直に言ってやむを得ないかと思っております。

○上山委員

そうすると、手の打ちようがないという話になってくるのではないかと思うのですが、それで終わっていい話なのですか。

○年金局事業管理課長

そういう意味で打つ手があるとすると、まさに単価を調整して、交付額をより増やすことによって、市町村のやる気を引き出すという部分が、結局そういう技ぐらいしか今のところはないかと思っています。

○上山委員

ただ、それは効果を発揮していないわけですよ。結局のところ、先ほど申し上げたとおり本来業務とか、他の業務が忙しかったら、特に担当者個人にインセ

ンティブが返ってくるわけではないでしょうから、担当者が後回しにしてしまうというのはやむを得ないことだと思うのですね。ちなみに、ちょっと教えていただきたいのですが、口振などは金融機関ですよね。金融機関で口振の推進などということも当然、何かしらやられているわけですよね。

○年金局事業管理課長

はい。実は金融機関でもこういった口座振替の促進みたいなことはやっていたできるように、私どもからお願いしております。

○上山委員

そうですね。そちらとの費用の比較などはないのですか。というのは、金融機関はお金が入ってくれば、自分の所に当然、資金として留まるので、それなりのインセンティブがありますと。まして年金が入ってくるようになればメイン口座になってくるということなので、やる気は市町村、自治体よりもはるかに高いはずなので、方向性としては、少なくとも口振等に関しては、ここはむしろ思い切って削減してしまって、金融機関のほうにシフトすべきなのではないかと思うのですが、どうですか。いくらこういうことがありますと言って並べても、やってももらえないのだったら、いくらお金を用意しても仕方がないという話で。

○年金局事業管理課長

実は昨年度、その点を検討したことがありまして、金融機関でこの市町村でやっているような口座振替の促進業務みたいなものをやっていただいたときに、市町村に払う交付金と同様な手数料を御用意してやっていただけないかということで、資料招請とかいうところまでやったところがあったのですが、結局、手の挙がった金融機関はなくて、割が合わないということで多分「この金額じゃね」ということだったかと思っております。

○上山委員

それは広く金融機関全体に呼びかけてのお話だったのですか。

○年金局事業管理課長

はい。全国団体も回らせていただいて、「こういうのを今やっていますので、手を挙げていただけないですか」みたいな話は、そのときしたと思っています。

○上山委員

「思っています」というのは、やられたということですか。

○年金局事業管理課長

やっています。

○井出委員

78 ページでお伺いしたいのですが、事業全体の中で単価を見直したと。その是非については置いておいて、あるいはインセンティブがというのも後に置いておいたとして、私は 78 ページの 3 つ走っている事業の上 2 つがいわゆる市町村への担当の職員向けに何かできることはないのかということの 1 つの流れだと思うのですが、あずさとか TAC がやっていただいたことを、ここから何年間かにわたって、この 2 つの事業をどう発展させていこうかというところを教えてくださいたいのですけれども。

○年金局事業管理課長

今回この事業において、例えば上のあずさ監査法人に委託した業務の中では、窓口対応用のツール、実際にいろいろなチェックリストとか、必要書類リストとか、そういうものを窓口に来られた住民と市町村の担当の方がお互いに、漏れがないということを確認しながら仕事をしていただけるようなツールみたいなものを、実際作るまで行っております。今年度、実はまだ配布まで行っていないのですが、近々これを全国の自治体に一斉に配布いたします。次の研修モデルも然りで、実際、様々な研修のための動画とか、それをテキスト化したものとか、これから配布しようというところにありまして、これは全市町村に配布させていただきます。一旦作って、それを実際お使いいただきたいということをお願いしていきまして、市町村の中ではこれができるのを楽しみにしていますというお声も結構いただいております。

それを使っていただいて、今後使い勝手の悪かった部分とか、あるいは法令もどんどん変わっていきますので、それに応じて更新していかなければいけない部分が出てくるだろうとは思っています。今回 1 回作ったきりにせず、それを定期的にメンテナンスしていくということであれば、今後、市町村では安定的にこれらのツールを使っていただきながら、ある程度の一定水準の支援になると思っております。

○井出委員

この 2 つの事業はそれぞれ支援ツールと研修モデルと、別に走っているように見えて、ある意味、職員向けに使い勝手がいいようにとか、うまくノウハウをとるときに、この 2 つの結び付きというか、リンク付けというのは、これからどんなことをしていくのですか。

○年金局事業管理課長

まさにおっしゃるとおりなのです。今回作る時分からリンク付けして、研修の中では上で作っているツールモデルの使い方も含めて、単に法令の説明だけではなくて、もちろん法令の説明でいえば、国民年金法第何条がと説明の部分もあるのですが、上のツールの使い方も含めて研修の中に入れて込んでいるということです。

○井出委員

分かりました。

○佐藤委員

今の 78 ページの続きになりますが、職員は 3 年に 1 回とかでローテーションをかけるので、その人にいくら教えても、その後が続かなければ知識はなかなか続いていかない。本来は自治体の中でそういう研修がちゃんと行われるという体制を作らないと、持続的にこういう支援ツールモデルの活用はなかなか見込めないのかと思うのですけれども。何を聞きたいかという、これは自治体の本来業務ではないので、自分たちの本来業務であれば、自分たちで頑張って研修もしますし、ノウハウの蓄積とか後任に対する引継ぎなどをやると思うのですが、これは頼まれている仕事なので、組織の中にこういうノウハウを蓄積させていくというか、継続させていくというか、そういう処方は何か考えていらっしゃるのですか。

○年金局事業管理課長

今回作り出したツールモデルは、割と実際の窓口で使う業務ですので、これは後任の方が来たら、それを後任の方に引き継いでいただく、私どもも常時それが使えるような形でメンテナンスをしていくということで、これは市町村の組織として使っていただけるツールになっているのかと思います。一方、研修のほうは、確かに 1 回 DVD とかテキストをポンとお渡しして、たまたま今年を担当の方がそれをお読みになったけれども、それ以降引き継がれなかったというのでは確かに意味がないので、その辺は今後、配布等に当たって、後任の方にもきちんと引き継いでいただくことをお願いしていくということでやるのかと、今御指摘いただいて初めて気が付いたのであれなのですが、そのように思いました。

○佐藤委員

2000 年までは機関委任事務だったので、実際の保険料の徴収も含めて、納付組織などあったので、実は自治体の側にノウハウがあったと思うのです。2000 年以降それが社保庁に移って、すったもんだがあったというのはその後の経緯です。ただ、あの 2000 年からもう 15 年経っているのです、かつては市町村の職員のほうがいろいろな意味で融通が効いて、経験値が高かったと思うのですが、恐らく 15 年もたってくると、そういう方々がどんどん退職して行って、新しく採用される人は最初から年金のことを業務としてやってこなかった人たちになりますので、果たしてこれから自治体はこの業務を続けていけるものなのか。かなりテコ入れをしないと、逆に彼ら自身が自分たちの中で年金業務を続けていけるものなのか、やや疑問なのです。かつては彼らが能力が高かったのは分かるのですけれども。

○年金局事業管理課長

その点は自治体のほうからまさにそういう御意見をいただいています、私も今回3省合同調査をしてみると、そういう意見が非常に多いので、ツールなどを作って我々のほうで支援しないと、この業務は続けていっていただけないのではないかとのおそれがあったというのが、まさに今回ツールなどを作ろうとなったきっかけです。ただ、率直に言うと、この数年、実は毎年度、全国の市役所の皆さんからは、法定受託事務は国に返上したいという御意見もいただいております。

○太田委員

日本年金機構と市町村とでの事務コストの比較がされているのですか。恐らく当初は市町村が低くて、徐々に逆転しているというような、コストの計算はされているのですか。

○年金局事業管理課長

大変重要な数字だと思いますが、これまでにそういうコストの計算を数値化したものはなかったかと思います。

○太田委員

これは、市町村ではなくて年金機構に移した場合の直接的な不利益というのは、どなたに行くのでしょうか。デメリットはどのような点にあるのでしょうか。

○年金局事業管理課長

今現在委託している業務は1号被保険者、いわゆる厚生年金などに入っていない自営業者などの方々の国民年金の資格の取得関係です。こういった手続は住民の引っ越しに伴って発生するというので、市町村の住民課に手続に来たついでに国民年金のほうの手続も自治体によっては手続は1つの用紙で両方兼ねてしまっているなどという自治体もあるぐらいで、それはそういった住民関係の手続と一体として、この年金の事務をしていただいている。それによって、住民の方々にとっては、まず1回引っ越ししましたと言って市町村に行き、全国300か所しかないから、ちょっと遠めにある年金事務所に別途、住所変更の手続に行くことをしないで済むというので、住民にとっては市町村でやっていただいたことのメリットがあると思います。

○太田委員

これは、郵送、ネット等はまだ未対応ということですか。住民票を動かすのは最近郵送でできること自体が、住民票を勝手に動かされたというのが社会問題になっていますけれども。

○年金局事業管理課長

郵送でそういった手続ができるかどうか、今、確認できないのですが。

○太田委員

住民票のほうは委任状を付けて郵送で大丈夫ですよ。

○年金局事業管理課長

住民票のほうは直接所管でないのです。

○太田委員

住民票を勝手に移されたというのが記事になったのを読んだところですので、多分、郵送でできると思うのですが、ただ単に事務所が遠くて全国 300 か所なので、近くでできたほうが便利ということだと、他の方法で対応できそうに思うのですが。

○年金局事業管理課長

それも、まさにおっしゃるとおりだと思います。特にマイナンバーが導入されてまいりますと、住民票のデータをデータとしてやり取りができるようになりまして、こういった手続で省略できる部分はかなり生じてまいりますので、IT のそういったインフラを活用することによって、事務の効率化が図れるものと存じております。

○太田委員

私は資料 67 ページを拝見しているのですが、市町村の部分が徐々に移ってきているわけですね。社会保険事務所とか日本年金機構などに移っていったわけですが、この移された経緯は、こちらは年金関係に一括したほうが効率が良いということで移されていったということですか。

○年金局事業管理課長

はい。そういうものが市町村に残させていただいたということで、機関委任でも整理したときに、年金の業務は基本的には国の業務ということで、その例外として市町村に残さなければならないのは何かないと考えると、先ほども申し上げたとおり、今残っているような手続は市町村に残っているほうが、住民の利便性が非常に高いということだと思います。

○太田委員

今後、技術が進展していく上で、いずれなくなっていくことの暫定的な取扱いをどうするかという議論だと理解してよろしいですか。

○年金局事業管理課長

将来的な議論としては、IT を活用すると、この辺の手続も市町村でやってい

ただかなくてもいい時代が、もしかしたら来るのかとは、最近ちょっと思っているところです。

○太田委員

ありがとうございました。

○行政改革推進室長

先生方、コメントシートの記入もお願いいたします。

○上山委員

今と同じような話なのですが、予算と執行額の乖離が非常に気になっていて、インセンティブの所を見込んで多めに予算は計上されたけれども、使われなかったということによろしいのですか。

○年金局事業管理課長

資料の 77 ページの表に予算と執行、それぞれ掲げてありますが、上から 3 段目の右側の平成 26 年度で見ると、1 の(2)口座振替申出受理等の所、予算と執行で大幅な乖離が発生していて、予算の見込みを実績が相当下回ってしまったというので、これはインセンティブが働くかと思ったら働かなかったと。

○上山委員

あまりインセンティブが役に立たないというのが先ほど来の議論かと思うので、今後はインセンティブという部分は見直して、カットされるということによろしいのですよね。

○年金局事業管理課長

直ちに来年度要求からということではありませんが、もう少し推移を見守っていきたいと思っておりますが、これはどうしても全然意味がないということになれば、そういった査定もあるのかと思います。

○上山委員

基本的には人がいないとやらないと思うので、増やそうと思ったら人を増やすしかないと思うので、それは御省のほうで何とかできるお話ではないので、インセンティブはほとんど効果がないのではないかというのが先ほど来の議論なのかと思っています。そこは削除という方向で、将来という話ではなくて、直ちに考えていただければと思います。

その上で、相談業務というのも、先ほどのお話だと結局、相談する人が来ない限りは発生しないと。太田先生のお話にもありましたが、IT を使えば。実際に相談に来る人はニーズがある人なので、それなりに最初調べようとするということであれば、例えばネットで調べることもされるでしょう。年金機構からしよっ

ちゅう、いろいろなお知らせが来ますよね。私なども結構いろいろいただいているような気がするのですが、そういった中に何かしら相談のコールセンターなり、あるいはネット上の連絡先なりを入れるということでも十分対処はできるのではないかと思うのです。要はこの事業は思い切って縮小の方向に舵を切るべきなのではないかというように私は思います。いかがですか。

○年金局事業管理課長

相談については、我々日本年金機構のほうでもコールセンターなどを設置して、あるいはホームページなどでいろいろな情報を掲載したりして、知識みたいなものは伝わるようにはしているわけですが、「私の場合に年金はもらえるかしら」とか、あるいは「もらうためにはどうすればいいのかしら」とか、実際に人と会って話をしないと、御本人の個別の事情に応じて考えないと分からない部分はどうしてもあるので、相談ということ自体は非常に重要な、これは誰がやるかはさておき、年金制度にとっては相談業務は非常に重要な位置付けです。

○上山委員

誰がやるかがこの事業での非常に大きなポイントだと思っています。

○年金局事業管理課長

そのうち、それを市町村でやっていただくことの意義ですが、こういった様々な手続の機会に市町村の窓口に来られる方、それは住民は年金制度について、本当は日本年金機構が担当だということもあまり知らないで、日頃の市役所に行けば何でも教えてくれるという、市役所というのは頼りになる存在だと。そういうことで行ってみて、そういう方がいらっしゃったときに、市役所のほうではそれを断れないと。現実問題としては「それは年金機構へ行ってください」とたらい回しにするわけには、市町村の方々から私がお聞きしている感触ではそれはなかなか難しいと。

○上山委員

それは程度問題だと思うのです。例えば年に一遍しか来ない人のために、1人を相談業務の担当として市町村に置いておく必要はやはりないと思うので、そこは相談の頻度と照らし合わせて、頻度が多い所には確かに相談員ということで置いていただければいいと思うのですが、そうでもない所はやはり「年金事務所へ行ってください」ということで、行っていただければいいのではないかと思うのです。それは当然、国民も自分自身のことですので、そのぐらいのことを面倒だということでも端から却下するというのはいかがなものかと思えます。ただ、少なくともどこに行けばいいというのは自治体のほうで示してあげる必要はあるのかと思うのですが、それ以上超えて、実際にどれほど相談に来るか分からないのに研修をしたり、あるいは費用をかけたりするというのはいかがなものか。だから、その辺は件数と照らし合わせて、もう少し細かに分析した上で、数字も設定すべきな

のではないかと思います。

○太田委員

その「断れない」というのは本当ですか。区役所、市役所等で、私はよく「その業務はあちらに行ってください」と断られますが。

○年金局事業管理課長

市役所の中でそういうことはあるかもしれませんが、「年金機構の年金事務所に行ってください」ということを言うのは、例えばその方が障害者であって、随分と年金事務所が遠い場合などは無理だろうということです。したがって、やっている自治体の数を見ましても、ほぼ全自治体に近い部分でクレジットカードになるとぐっと落ちますが、相談業務は大体の市町村がおやりになっているというのは、住民のサービスということを考えた上では、嫌かもしれないけれどもやらざるを得ないと、市町村のほうでお考えいただいているということなのではないかと思います。

○太田委員

いや、高齢で障害者の場合というのはかなり特殊なケースであり、また年金が特に重要な方であれば、市役所でないと言われればそちらに行かれるのだと思うのです。

これは、あるものは市町村で、あるものは年金事務所でとなっているがゆえに混乱を招いているという面もあるのではないかと思います。年金関係は、全て年金の専門の事務所だということになったほうがすっきりするのではないですか。あるものは市町村でやってくれると言う人もいれば、1号関係はということまでは普通は日常会話では語られないので、むしろ一元化されていないことによって混乱を招いているという面はないですか。

○年金局事業管理課長

まず、第1号被保険者の方々というのは、普通の厚生年金などですと、年金事務所に手続に行かれるのは個人ではなくて、基本的には会社の経理担当の方々です。それに対して国民年金の場合は個人が手続をしないといけないというところが、この312の年金事務所では、なかなか個人のニーズに対応しきれない部分で、そこを市町村に補っていただいているということではないのかなと、そこは国民年金業務というのは個人を対象にするというところで、厚生年金のように完全に年金機構で完結しているというわけにはいかないところの難しさがあると思っております。

○太田委員

基本的には、どちらがコストが安くて、どちらが困乱を招かないかということだと思うのですが、コストの比較の数字はないということですので、こちらのほ

うが安い、コスト的にこちらのほうが見合うから、市町村では是非やるべきだということも主張できないと同時に、市町村でやるのは割高だからやらないほうがいいということもデータがない以上は言えないのですが、年金のことは年金のほうで一括してというのが自然なように思いますし、ものによってはこちら、ものによってはこちらというのでは分かりにくいという気がいたします。個人の場合は、全部市町村だから問題がないということですか。

○年金局事業管理課長

今、市町村にお願いしている手続は、国民年金の手続で言えば、平時はというのでしょうか、65歳に到達前は基本的に住所が変わりさえしなければ、年金機構から保険料を納めるための納付書を年に1回お送りして、それを金融機関等様々な窓口を持って行って払えばいいだけなので、特段の手続を必要としないわけです。

たまに必要になるのが、引っ越した場合ですとか、まさに今回市町村で手続をやっている部分です。それについては、年金事務所に行かなくても手続ができるという意味では、大多数の1号被保険者の方にとっての窓口は市町村だということで、整理はできているのではないかと思います。

○太田委員

ただ、郵送される書類は年金機構から来て、窓口が市町村だと、少なくとも私は混乱しそうですが。

○年金局事業管理課長

先ほども申しましたが、実際には窓口の手続というのも、市町村の窓口で手続をする際に合わせてやってしまうようなものが多いので、そういう意味ではあまり混乱はないというか。今はそういうことをやっていないのですが、別途年金事務所へ行ってくれとなると、住民の方からすると面倒くさいと言われるというように変わっていく可能性はあるかなと思います。

○太田委員

ありがとうございました。

○横田委員

個人的に最近引っ越しをしたばかりなので、役所のたらい回しはつらいので、1か所で済むと、とても有り難いと思います。

お伺いしたいのは、基本的に市町村にとっては協力・連携の部分はオプションだと思ってよろしいですね。もともと業務があって、プラスのオプションであるということですね。

○年金局事業管理課長

はい。

○横田委員

その中でインセンティブのところに関連してくるのですが、去年、コンビニ納付の件をこの仕分けでやらせていただいて、できるだけ納付状況をよくするために口座振替を促進したほうがいいという話が出てきたと記憶しています。

まず1つは、市町村の口座振替、クレジットの促進以外で、先ほど銀行も出てきていましたが、他にそういう促進をする術は、郵送以外に何があって、どれが一番機能しているのかというのが1つです。

もう1つが、1番の1という所は、住所変更、氏名変更をするというときに、口座振替の案内をセットで渡しているという理解でよろしいですか。(2)は、540万件分の17万件、平成25年度でいうと実績数で、520万件に案内したら16万件が受理された。見方は合っているでしょうか。何が言いたいかという、インセンティブは、渡しただけで勝手に戻ってきたものだから、今のところは言うほど機能はしていないのかなと思ったのです。

○年金局事業管理課長

最後のところに関して申しますと、1の(2)の口座振替の申出受理などのほうは、一緒に案内書をお渡しするだけではなくて、それが返ってきて「口座振替します」という申込みがあったもので1件とカウントしております。

○横田委員

そうすると、見方を教えてほしいのですが、520万人に対して案内をして、16万人返ってきたという理解でよろしいのですか。

○年金局事業管理課長

実際は市町村数が違うので、520万人の中には渡されなかった方も結構いらっしゃるかと思います。

○横田委員

これをセットで渡せば、インセンティブの機能は容易に上がる可能性はあるという理解でもいいのでしょうか。そもそも、この520万には当然セットで渡しての事務手続なのかと理解していたのです。

○年金局事業管理課長

これはほぼ全自治体ということですが、1,735の自治体で納付督促をしていただいております。そのときに口座振替をお勧めする書類などを渡していただいている自治体も、渡していない自治体もあると思います。全部の自治体が渡しているわけではないと思います。

○横田委員

これを1件渡すのに、10円なのかなと思って見ていたのですが、それで80円ですか。75ページの単価の見方は間違っているのでしょうか。

○年金局事業管理課長

おっしゃるとおりで、こういう住所変更手続の際に、督促をしていただいたら80円で、実際にそれが効果を発し、口座振替などの手続をしていただいたときには、1件当たり500円という単価になります。

○佐藤委員

話が戻ってしまうかもしれませんが、69ページの市町村でしかできないものについて、各種の情報提供で所得情報があります。所得情報というのは、保険料の減免や免除を申請するときのものですね。

○年金局事業管理課長

はい。

○佐藤委員

そうすると、申請する人間が所得証明をもらって送るという類ではなくて、自治体から直接年金機構にこの情報がいくという理解でいいのですか。

○年金局事業管理課長

そのとおりです。

○佐藤委員

例の簡易な給付措置も含めてそうなのですが、自治体の所得情報を使っての給付というのは、この種の話だけではなくて結構あると思うのですが、それは自治体からするとと言われてやっているというか、通達でやるというか、インセンティブを付けてやらなければいけない話とは必ずしも思わないのです。特に、マイナンバーなどが出てくると、この辺は情報共有が進みやすいので、これは自治体が何かインセンティブを付けてやらなければいけないことなのか。他の諸々の給付措置だって同じ議論が出てきてしまいます。

○年金局事業管理課長

所得情報の提供ですと、1,610市町村に磁気媒体でお渡しいただいているということで、全自治体ではないのです。自治体によっては個人情報保護などの観点で、日本年金機構には渡せないという判断で、渡さないという自治体もございます。

先ほど、免除の関係で所得情報の御提供をいただいていると申しましたが、その他の場合で、納付督促に、この所得の方だから免除をお勧めしにいこうとか、

この所得の方だから納付をお勧めしにいこうという形で、納付の促進のためにも、この所得情報の提供は活用させていただいております。

○佐藤委員

所得情報を提出しない自治体というのは、例えば免除のことについて言えば、個人が自分で所得証明をもらって手続をしなければいけないというレベルの話なのですか。

○年金局事業管理課長

免除の手続に当たっては免除の受付をするのは市町村なのですが、68 ページの5行目に書いてありますが、申請に係る事実を審査するというのがあり、このときに市町村では自分の持っている所得情報に照らして、この人は免除オーケー、オーケーではないというのを見えています。

○佐藤委員

では、免除に関してですが、法定受託事務の一環で審査はやっていて、そのときに所得情報を使っているという理解でいいのですね。

○年金局事業管理課長

そうなります。

○佐藤委員

年金機構にとって大事なものは、納付の督促というか、所得が高くて保険料の納付がないのは誰かを見極めて、そこに納付督促をすることにおいて、この所得情報が重要という理解でいいのですか。

○年金局事業管理課長

そうです。

○横田委員

確認です。研修系の件ですが、これは平成26年度予算で作り、平成27年度は配るとのことだと思います。今後に微修正が必ず必要でということでしたが、メンテナンスで毎年どれぐらい計上される予定なのでしょうか。現状は、紙ベースの配布ではなく、データをダウンロードできることになっていますか。

○年金局事業管理課長

具体的に何年おきに更新するとか、その辺までは具体的には決まっておらずで、例えば来年度の予算要求に更新のための費用を計上するかどうかも含めて、これから検討させていただく予定です。

ちなみに配布については、紙だけではなく、Word などファイル形式でもお渡

ししておりますし、研修でいうと DVD などでも見られるようにしていることなどもあります。

○横田委員

紙も配布しているということなのですね。

○年金局事業管理課長

はい。

○横田委員

紙も配布しないと、市町村の方は読んでくださらないのですか。

○年金局事業管理課長

そういうお声をいただいたので、紙をファイルのようなものに入れて、窓口でパッと開けて使いやすいような形にまでして、お配りするという予定です。

○佐藤委員

感想になってしまうのですが、先ほど申し上げたとおり、2000 年までは機関委任事務で国民年金の納付やその他諸々の申請業務、相談業務については市町村側にノウハウがあって、それを生かしたかったというか、逆に言えば、かつての社会保険事務所にまだノウハウがなくて、どちらかという市町村を使い続けたかったというのは分かる気がするのです。

そうすると、今は移行過程で、先ほどから議論があるように、これからこのシステムを続けていくということになると、本当に必要不可欠なものを除けば、どうしても年金機構に業務は集約化させるしかないし、そうなるようにマイナンバーも含めてだと思いののですが、ICT などの活用というところに持っていけないと、果たしていつまでも市町村が担ってくれるのか。法定受託事務としてさえ嫌だというのは、それが事実なのですよね。市町村も財政的に苦しいし、人もいないです。

そうだとすると、この事業自体を果たして恒久的なものだと思っていいのか、当面の移行過程というか、どこかに集約化させるまでと見るべきなのか、出口がよく見えない、出口があるのかどうかさえ見えない。その辺はどう理解したらいいのですか。

○年金局事業管理課長

法律上はこれが最終形なので、この形ですっといくという建前です。ただ、御指摘のように、マイナンバーなどが導入されていくにつれて、市町村と年金機構の関係性についても見直していくような議論が出てくることはあるのではないかと考えております。

○上山委員

市町村の人に比べて、年金事務所の人が一番詳しいわけですよ。毎日だけでなく、例えば週のうちの何曜日は市役所などに出張して、相談窓口を作るという対処の仕方というのはいかがなのでしょうか。当然コストはそれなりにかかると思うのですが、コストが合うような形での設計はできるのではないかと思います。

○年金局事業管理課長

相談の関係は、基本的に能動的な相談は日本年金機構でやっており、出張相談みたいなものは市町村の役場に限らず、例えばハローワークに行くと失業者がたくさんいらっしゃるので、そのときに免除の手続をすとか、あるいは商店街のような人の集まりやすい所に年金事務所の職員が出張して、相談をするという、出張って行って、積極的に受ける相談は、確かに年金機構で今でもやっております。

こちらの市町村でやっている相談というのは、何かのついででお見えになった方、それは引っ越しだとか、障害関係の手続をしに来たとか、子供手当の手続に来たとか、何かの手続のついでに、市町村の窓口で、「年金のことも伺いたいのですが」というような受け身の相談のほうが多いのではないかと思います。

○上山委員

例えば、月のうちの第2火曜日、第4火曜日は年金の窓口が開くといったことが周知徹底されれば、そういう受け身の人もそういった日にちに合わせて来ますよね。そういったことは考えられないですか。

○年金局事業管理課長

プラスアルファ的に、そういう日に来ればより詳しい人から話が聞けるから、その日に行こうというような事業は成立する話で、大いにやるべき話かと思いますが、どちらかというところではなくて、もともとそういう予定もなく市役所に行ったけれども、年金のこともどうしても聞きたくなったという場合には、その形式だと「年金事務所へ行ってください」ということになってしまうと不便かなと思います。

○上山委員

でも、現状で相談件数はそんなにたくさんはないわけですよ。

○年金局事業管理課長

実績を言いますと、相談は件数の多い業務の中に入っております。

○上山委員

それにしても、ある程度認識ができれば、当初は「今日来たのに、ないの」と

いう形でイラッとするかもしれませんが、ポスターに貼るなり、いろいろな方法で周知徹底すれば、それは十分に成り立つ方法であって、受動的であろうが積極的であろうが、十分に対処できる話なのではないかと思うのです。

先ほど来お話も出ていますが、この事業はどうしても、そんなに市町村側もインセンティブもないし、いろいろな知識面を考えても、年金事務所に集約していったほうがいいのだろうということで、その方向での事業の変更を検討されるべきなのかなと思います。インセンティブは全く効果が出ていないと思います。

これだけ予算を立てて、執行額と乖離があるというのを延々と続けるというのも、それはそれで恥ずかしい話だと思いますので、より現実的な方向に向かって動いていくべきなのかなと思います。

○横田委員

全相談件数はどこを見ればいいのですか。

○年金局事業管理課長

76 ページをお開きいただきますと、表の中に平成 25 年度、平成 26 年度の「市町村数実績数」というのがあります。相談業務ですと、平成 26 年度は 1,311 万 6,343 件ということで、協力・連携事務の中では大宗を占めているということです。

○井出委員

上山先生からも出ているように、執行率が低いので、平成 28 年度の予算要求は身の丈に合った額を設定するのがいいと思います。

それから、59 ページとか 60 ページに、TAC のところで入札者数が「2」とあって、「随契」と書いてあるのですが、どういう意味なのでしょう。

それと、60 ページの電通のところに「随契」とあるのですが、これは特に競争的なことはなかったのですか。

調達方法で「2」と書いてあって、「随契」と書いてあったり、電通のほうはストレートに「随契」と書いてあるので、企画なり何なり、競争はしなかったのだろうかという、単純な疑問です。

○年金局事業管理課長

企画競争によって契約先を決めて、そこと随意契約したという手続です。

○井出委員

分かりました。

○横田委員

先ほどはうやむやに質問してしまい、お答えいただいている点をもう一度お伺いします。口座振替、クレジット納付、前納というところは、市町村からの流

入が昨年度に 16 万件という理解なのですが、他の施策も合わせた中の何パーセントぐらいかお分かりになりますか。市町村経由だと顔も見ているし、実は効いているというところがあるのであれば、知りたいのです。

○年金局事業管理課長

数字がないようです。すみません。

○行政改革推進室長

それでは、井出先生から評価結果案及びとりまとめコメント案の発表をお願いします。

○井出委員

当該事業について発表させていただきます。まず、集計結果です。「廃止」0名、「事業全体の抜本的改善」3名、「事業内容の一部改善」3名、「現状通り」0名となりました。各委員の先生からは、「ツール・研修の充実・活用と、その効果の検証が必要である」「インセンティブ付与の実効性が乏しいので、自治体職員の知識修得のためのツールを設けるなどの改善が必要である」「自治体の協力・連携事務は可能な限り削減し、できるだけ年金事務所に業務を一元化すべきである」「所得情報の提供など、市町村の協力が不可欠な分野に特化し、残りの業務は年金機構に集約化すべきである」「日本年金機構と市町村のコストについて早急に調査が必要である」「インセンティブについては、期間を明確に定め、平成26年度、平成27年度の実績を踏まえて見直すべきである」などのコメントがございました。

それでは、私から、評価結果案及びとりまとめのコメント案を提示させていただきます。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果としては、「事業全体の抜本的改善」が妥当であると考えられます。

とりまとめコメント案としては、「見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないよう適切な予算積算を行うことに加えて、インセンティブを加味した単価設定を行った協力・連携メニューを中心に、執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて、市町村の取組が一層進展するよう、交付金の更なる重点化などの見直し検討を行うとともに、住民の利便性やコスト、ICTの発展状況などを考慮しつつ、日本年金機構と市町村の役割分担の在り方について、引き続き検討していくことが必要である。」とさせていただきます。

ただいま、評価結果案及びとりまとめコメント案について御提示させていただきましたが、各委員の先生から御意見をお願いいたします。

○上山委員

評価結果はいいのですが、コメントは「この事業の主軸は変えず」というコメ

ントと、「年金機構あるいは年金事務所に集約すべき」というのと、2 つに分かれていますのではないかと思います。

個人的には、今日の議論を聞いていると、自治体は本来的にあてにできないのではないかと考えているので、より年金機構、年金事務所にできるだけ集約する方向にすべきなのではないかと思うのですが、その部分の議論はまだ十分にまとまっていないような気がするのですが。

○佐藤委員

今の点なのですが、私もどちらかというところ、長い目で見たら年金機構に集約させるのがいいかなと思います。ただ、当面の課題というのがありますので。

冒頭にあったとおり、費用対効果をきちんと見る。年金機構と自治体でやっているときに、どちらのほうがより高い値段がかかって、どちらがより効果的なのか、そこを見極めた上で、仮に自治体のほうが頼りになるのだったら、先ほどのツールの開発と活用とか、人材の育成というのはあるかもしれないけれども、そうでもないというのであったら、年金機構にと。

今回の行政事業レビューの中に年金機構の話が出てこなかったの、我々は自治体の話ばかりしていますが、比較対象として、年金機構でやった場合はどうだったのかという議論を、本当はもっと深掘りできないと、方向観も出てこないかなという気がするのです。

○増田委員

委員の中で年金をもらっているのは私ぐらいかと思うのですが、実際に 65 歳を迎えて、年金の手続というのはえらく厄介で、新宿に住んでいると近くに年金事務所があるのですが、まず予約を取ってから行く、そうすると、前の人えらく長い話をしている。こちらは 1~2 時間は待たされました。

そうすると、東京に住んでいてこれだけ手数がかかるということは、地方に住んでいる人はもっと大変ではないかということを考えてみると、現状で 312 しかない年金事務所を頼りにするというのは、実際問題としてかなり難しい話かなというのは、私の感想として持っています。

ただ、これを未来永劫続けるということではなく、何らかの改善、マイナンバーが入ってきて改善されるかもしれませんが、現状の姿を全面的に年金機構にとというのは、自分が経験してみて、それはかなり無理だという感じがしております。

これは東京に住んでいて、しかも新宿に住んでいて、それを痛切に感じましたので、個人的な経験ですが、その辺は申し添えたいと思います。

○上山委員

私は年金をもらっていないのですが、父の関係で年金の手続をしに年金事務所などへ行ったことがあり、思ったほど時間がかからなかったという経験があるので、場所にもよるのかなと思いました。

ただ、皆さんがおっしゃられたとおり、今すぐに年金機構もしくは年金事務所

に一元化するというのが乱暴だとすると、少なくとも、そうはいつでも、両者のプロズアンドコンズを確認した上で検討すべきなのかなど、少なくとも現状では、お話を聞く限りでは自治体が役に立っているという感じも到底受けませんので、そこは常に、今の状態が正しいという意識を持たずに、常に現状を変える方向での目を見ていただく必要はあると思っております。

○増田委員

65歳年齢がどのぐらいいるかという話で、戦後のベビーブームは団子になっています。そうすると、実は事務処理がパンク状態になっているというのは、現実の問題で、しかも年金データが吹き飛んだという話がありましたから、私は何遍も自分の年金はどうなっているかを確認に行きました。

そのように、実際に手続をする受給者は毎年減るとなれば、そういった相談案件もぐっと少なくなると思いますが、そういった過程の中で、今後新たな対応を工夫してもらいたいということはありません。

○太田委員

年金は強制的に加入者からお金を集めておいて、相談に行ったら何時間も待たされるというのは、それ自体けしからん話で、人員増強は絶対に必要なのではないか、あるいは効率化を図って、きちんと年金受給者の利便性に見合うだけのサービスを提供するのは当然のことだと思いますが、そのことと市町村に頼んだほうがいいのか、年金機構がやったほうがいいのかという話は、一応別の話であって、どちらがコストが安いのか、どちらが利便性が高いのか、場合によっては市町村で対応したほうがコストは高いかもしれないけれども、ワンストップだから利用者の利便性を考えたらそちらのほうがいいのかというところまでいけると、建設的な議論だったのですが、コストの数字が全く分からないという話ですと、こちらのほうが安いからこちらがいいという議論もできないし、高いけれどもあえて利便性のために市町村でやるべきだという議論もできないということです。

現状、率直に申し上げると判定不能なのではないかと思えます。よって、可及的速やかにコストの比較と、将来のロードマップというか、マイナンバーが入ればどうなるというようなことまで議論されることを期待いたします。

○井出委員

他にはよろしいでしょうか。それでは、基本的に評価結果案は「事業全体の抜本的改善」というのはお認めいただいていると思えます。コメント案は、ただいま委員の先生からございましたとおり、「抜本的改善」ということですので、見直し案を超えて、市町村の話に終始していますが、年金機構、年金事務所の役割あるいは業務への比重というか、どこまでそちらに移行していくか、やっていくか等、委員から御意見がありましたとおり、抜本的に見直しをしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○行政改革推進室長

それでは、本日予定の3事業について終了いたしました。先生方には2日間
わたり、精力的な御議論をいただき、改めて御礼を申し上げます。

以上をもって、厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)を終了いたします。
ありがとうございました。